

# 釜石市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月策定  
令和 6 年 11 月改訂

釜 石 市



# — 目次 —

|     |                                 |    |
|-----|---------------------------------|----|
| 1章. | はじめに.....                       | 1  |
| 1.  | 釜石市公共施設等総合管理計画策定の背景・目的.....     | 1  |
| 2.  | 釜石市公共施設等総合管理計画の位置づけと概要.....     | 2  |
| 3.  | 計画期間と計画の体系.....                 | 5  |
| 2章. | 公共施設等の現状.....                   | 6  |
| 1.  | 建築系公共施設の整備状況.....               | 6  |
| 2.  | インフラ系公共施設の整備状況.....             | 11 |
| 3章. | 公共施設等の維持管理・更新等に関する将来の見通し.....   | 16 |
| 1.  | 人口の現況と将来推計.....                 | 16 |
| 2.  | 財政と投資的経費の状況.....                | 17 |
| 3.  | 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の見込み.....    | 20 |
| 4.  | 現状や課題に関する基本的認識.....             | 24 |
| 4章. | 公共施設等の総合かつ計画的な管理に関する基本的な方針..... | 26 |
| 1.  | 公共施設等の管理に関する基本方針.....           | 26 |
| 2.  | 公共施設等の管理に関する取組方針.....           | 32 |
| 3.  | 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策.....    | 43 |
| 5章. | 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針.....        | 46 |
| 1.  | 学校教育系施設.....                    | 47 |
| 2.  | 市民文化系施設.....                    | 49 |
| 3.  | 社会教育系施設.....                    | 51 |
| 4.  | スポーツ・レクリエーション系施設.....           | 53 |
| 5.  | 産業系施設.....                      | 55 |
| 6.  | 子育て支援施設.....                    | 57 |
| 7.  | 保健・福祉施設.....                    | 59 |
| 8.  | 行政系施設.....                      | 61 |
| 9.  | 公営住宅.....                       | 63 |
| 10. | 公園（管理棟）.....                    | 65 |
| 11. | 供給処理施設（斎場・焼却場）.....             | 67 |
| 12. | その他建築系公共施設.....                 | 69 |
| 13. | インフラ系公共施設.....                  | 71 |
| 6章. | フォローアップの実施.....                 | 74 |

# 1章. はじめに

## 1. 釜石市公共施設等総合管理計画策定の背景・目的

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、地方公共団体において、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。このことを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが必要となっています。

釜石市では、建築系公共施設として、行政系施設、学校教育系施設、市民文化系施設など多岐にわたって保有しており、インフラ系公共施設として道路・橋りょう・上下水道施設などを保有しています。

将来的に、これらの公共施設等が更新時期を迎えることにもない、老朽化した施設の建替えや大規模修繕などが必要となります。一方で、厳しい財政状況に加え、人口減少と少子高齢化が同時に進み、地区別の人口分布の不均衡が今後さらに進むと予想されるなかで、公共施設等の更新費用や維持管理費用を確保することがすでに課題となっています。

このような状況のなかで持続可能な行政経営を行い、時代とともに変化するニーズに適切に対応していくため、既存施設の有効活用や効率的な施設の保全管理を計画的に進めていくことが必要です。

以上の現状認識に基づき、釜石市の実情と将来像に即した公共施設マネジメントに取り組むために策定するのが「釜石市公共施設等総合管理計画」です。

また、同時に、計画の基礎資料として、釜石市が所有する公共施設等の全体像と施設分類ごとの現状分析をまとめた「釜石市公共施設白書」を作成しました。

## 2. 釜石市公共施設等総合管理計画の位置づけと概要

### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、公共施設等の今後のあり方についての基本的な方針（総論）を示すものであり、総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成 26 年 4 月 22 日総財務第 74 号）で全国の自治体へ策定要請された、公共施設等の総合的・計画的な管理を推進する指針となるものです。

また、当市の最上位計画となる第六次釜石市総合計画と整合を図るとともに、関連する釜石市中期財政計画等上位計画と連携し、本計画を施設分類ごと並びに個別施設ごとの維持管理計画や長寿命化計画等の基本方針を示すもの（分野別上位計画）と位置づけ、公共施設等の維持管理・更新の適正化を進めていきます。

図表1. 釜石市公共施設等総合管理計画の位置づけ



## (2) 本計画の概要

本計画では、公共施設等として、建築系公共施設とインフラ系公共施設を対象として情報を収集整理しました。公共施設等の更新費用の分析期間は、総務省ホームページで公開されている公共施設更新費用試算ソフトに基づき、2017（平成 29）年度から 2056（平成 68）年度までの 40 年分としました。

また、計画期間については、総務省が公表した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省：平成 26 年 4 月 22 日）」では 10 年以上の長期計画という条件を付して、計画期間は任意となっていることから、釜石オープンシティ戦略における将来人口の推計年度等や近年新設した公共施設等において大規模改修が必要となる時期、及び、先行して計画を策定している自治体の事例等を勘案しながら、本計画の計画期間を 30 年と設定しました。

本計画では、平成29年3月の計画策定時に加え、その後の総務省から示された指針やガイドラインの追加項目等について修正するとともに、令和5年度時点の釜石市の公共施設等の現状を把握し、それらを踏まえて、以下の 9 つの検討項目について釜石市の考え方を整理しました。

- ・点検・診断等に関する実施方針
- ・維持管理・修繕・更新等の実施方針
- ・安全確保の実施方針
- ・耐震化の実施方針
- ・長寿命化の実施方針
- ・統合や廃止の実施方針
- ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
- ・ユニバーサルデザイン化の推進方針
- ・脱炭素化の推進方針

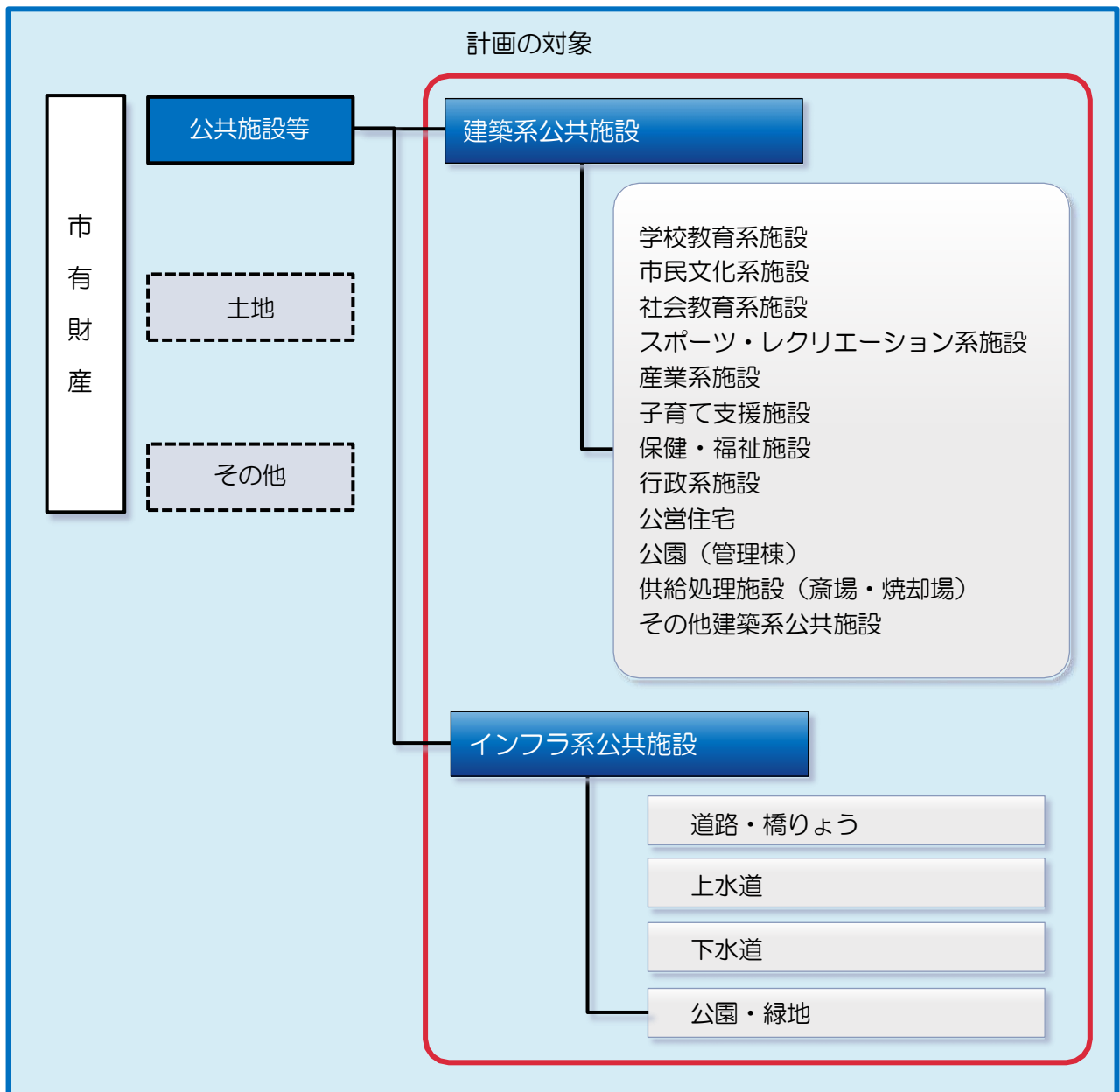
また、行政系施設、学校教育系施設、市民文化系施設などの施設分類ごとに、管理に関する特筆すべき事項について釜石市の考え方を整理しました。

### (3) 本計画での対象施設

本計画の対象施設は、釜石市が保有または管理する公共施設等のうち、建築系公共施設とインフラ系公共施設とします。

建築系公共施設は、2017（平成 29）年 3 月の本計画策定時に加え、東日本大震災からの復旧・復興事業が完了するなど2023（令和 5 年）年 4 月時点で整備された施設を本計画の対象とし、また、インフラ系公共施設は 2016（平成 28）年 9 月末までに整備されたものを本計画の対象としています。

図表2. 本計画での対象施設



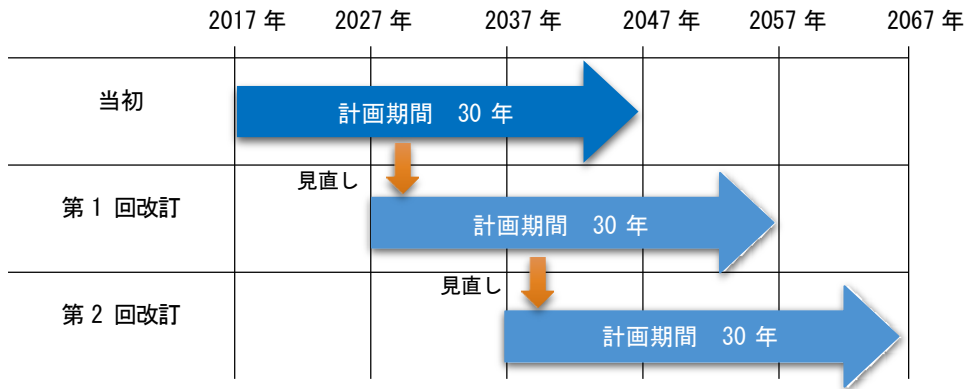
### 3. 計画期間と計画の体系

#### (1) 計画期間

前述の通り、本計画の計画期間を 2017（平成 29）年度から 2046（平成 58）年度の 30 年間とします。

ただし、概ね 10 年を目安に計画そのものを検証し、その時点での財政状況や社会情勢、公共施設等の管理に関する制度の変化などを踏まえて、計画の見直しを行います。

図表3. 計画期間

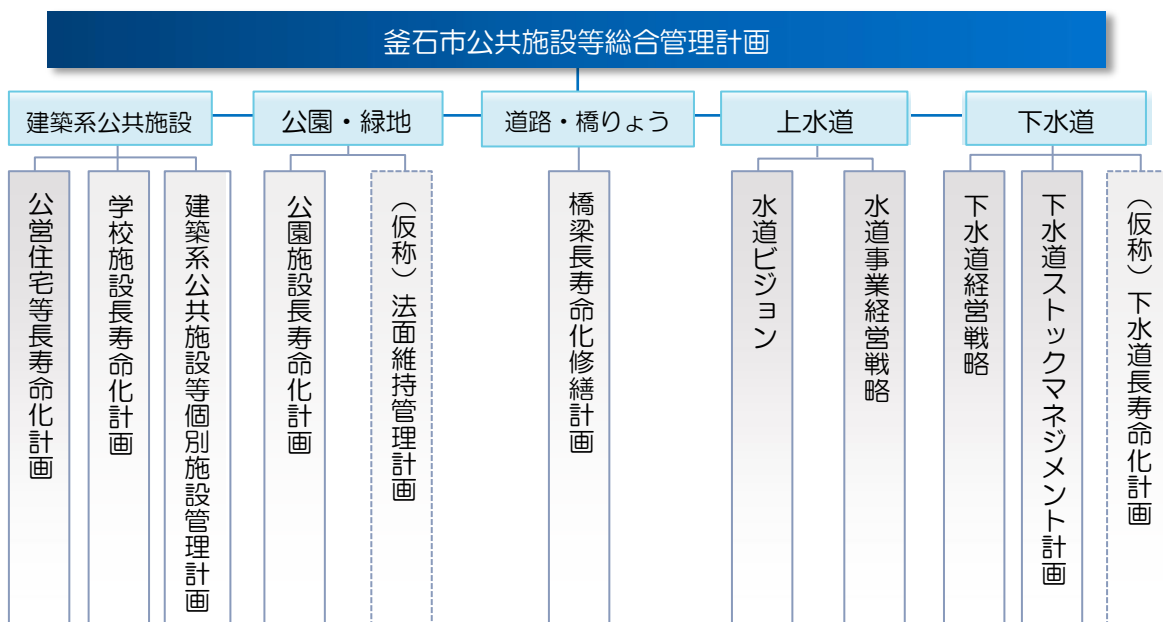


#### (2) 計画の体系

本計画に基づき、必要な個別計画を順次策定し、各施設のマネジメントを行います。

個別計画は、釜石市の会計区分や組織体系を踏まえ、「建築系公共施設」、「公園・緑地」、「道路・橋りょう」、「上水道」、「下水道」の5つに区分します。

図表4. 計画の体系



(仮称) 下水道長寿命化計画 : 今後、策定予定の計画



## 2章. 公共施設等の現状

### 1. 建築系公共施設の整備状況

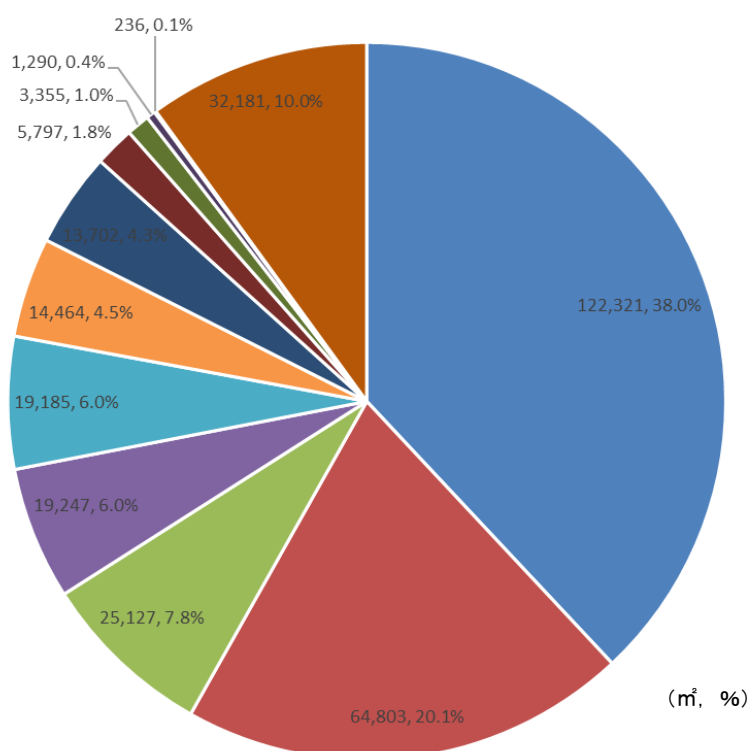
#### (1) 建築系公共施設の総数

2016（平成 28）年 9 月末時点で、釜石市が保有する建築系公共施設は 274 施設あり、総延床面積は 294,788 m<sup>2</sup>となっています。

東日本大震災からの復旧・復興事業による施設整備が完了するなど2023（令和 5）年 4 月時点では、278 施設あり、総延床面積は 321,709 m<sup>2</sup>となっています。

建築系公共施設の大分類別の延床面積をみると、公営住宅が最も多く（122,321 m<sup>2</sup>、38.0%）、次いで学校教育系施設（64,803 m<sup>2</sup>、20.1%）、スポーツ・レクリエーション系施設（25,127 m<sup>2</sup>、7.8%）の順となっています。これら 3 つの大分類の延床面積を合計すると、釜石市の建築系公共施設の約 7 割を占めることになります。

図表5.大分類別の延床面積割合



- 公営住宅
- 学校教育系施設
- スポーツ・レクリエーション系施設
- 行政系施設
- 市民文化系施設
- 保健・福祉施設
- 産業系施設
- 子育て支援施設
- 社会教育系施設
- 供給処理施設(斎場・焼却施設)
- 公園(管理棟)
- その他建築系公共施設

建築系公共施設の内訳を以下に示します。

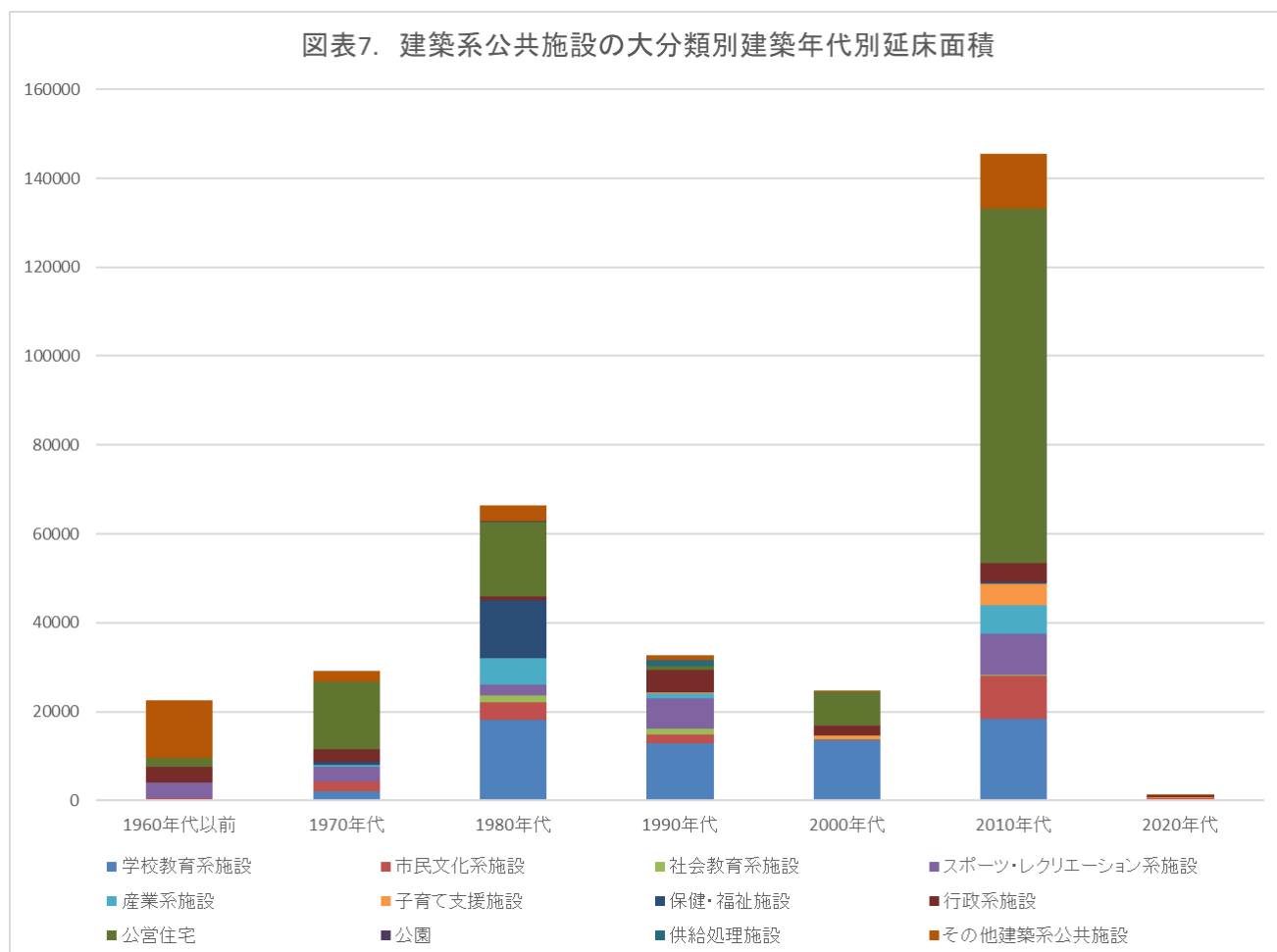
| 大分類              | 中分類             | 小分類             | H28.9 |             | R5.4 |             |
|------------------|-----------------|-----------------|-------|-------------|------|-------------|
|                  |                 |                 | 施設数   | 延床面積<br>(㎡) | 施設数  | 延床面積<br>(㎡) |
| 学校教育系施設          | 学校              | 小学校             | 7     | 29,346      | 7    | 29,346      |
|                  |                 | 中学校             | 3     | 17,106      | 3    | 17,106      |
|                  |                 | 小中併設校           | 2     | 15,695      | 2    | 15,695      |
|                  | 給食センター          | 給食センター          | 1     | 879         | 1    | 2,656       |
| 市民文化系施設          | 集会施設            | 公民館             | 16    | 3,062       | 7    | 1,402       |
|                  |                 | その他集会施設         | 54    | 12,325      | 52   | 9,833       |
|                  | 文化施設            | 文化ホール           | 2     | 7,933       | 2    | 7,950       |
| 社会教育系施設          | 図書館             | 図書館             | 1     | 1,500       | 1    | 1,500       |
|                  | 資料館等            | 資料館             | 2     | 1,212       | 3    | 1,855       |
| スポーツ・レクリエーション系施設 | スポーツ施設          | 体育館             | 2     | 1,145       | 3    | 5,319       |
|                  |                 | プール             | 1     | 1,998       | 1    | 1,998       |
|                  |                 | その他スポーツ施設       | 3     | 1,868       | 4    | 3,150       |
|                  | レクリエーション・観光施設   | レクリエーション・観光施設   | 6     | 9,877       | 10   | 12,253      |
| 産業系施設            | 産業系施設           | 産業系施設           | 3     | 9,844       | 4    | 13,702      |
| 子育て支援施設          | 幼稚園・保育所・認定こども園  | 幼稚園             | 2     | 1,263       | 1    | 585         |
|                  |                 | 保育所             | 2     | 717         | 2    | 425         |
|                  |                 | こども園            | 1     | 939         | 3    | 2,529       |
|                  | 児童福祉施設          | 児童館             | 4     | 1,052       | 4    | 1,283       |
|                  |                 | 学童育成クラブ         | 6     | 975         | 6    | 975         |
| 保健・福祉施設          | 高齢者福祉施設・障害者福祉施設 | 高齢者福祉施設・障害者福祉施設 | 2     | 1,123       | 2    | 1,123       |
|                  | 保健施設            | 保健・医療施設         | 1     | 12,736      | 2    | 13,341      |
| 行政系施設            | 庁舎等             | 庁舎              | 5     | 5,601       | 5    | 5,601       |
|                  |                 | 生活応援センター        | 7     | 2,353       | 8    | 4,005       |
|                  |                 | その他庁舎等          | 1     | 3,813       | 1    | 3,507       |
|                  | 消防施設            | コミュニティ消防センター    | 9     | 892         | 9    | 2,433       |
|                  |                 | 屯所              | 24    | 2,118       | 32   | 3,701       |
| 公営住宅             | 公営住宅            | 公営住宅            | 67    | 112,716     | 71   | 121,116     |
|                  | その他公営住宅         | その他公営住宅         | 5     | 1,515       | 4    | 1,205       |
| 公園               | 公園施設            | 管理棟             | 2     | 236         | 2    | 236         |
| 供給処理施設           | 供給処理施設          | 斎場・焼却場          | 1     | 1,303       | 1    | 1,290       |
| その他建築系公共施設       | その他建築系公共施設      | 駐車場             | 1     | 12,065      | 1    | 12,065      |
|                  |                 | 便所              | 9     | 309         | 7    | 335         |
|                  |                 | その他施設           | 22    | 19,272      | 16   | 19,781      |
| 総計               |                 |                 | 274   | 294,788     | 278  | 321,709     |

※これら施設について、維持管理や運営状況などの現状を分析するため、総務省が用いている区分（大分類・中分類は、総務省ホームページで公開されている公共施設更新費用試算ソフトに準拠）や、釜石市の建築系公共施設の実情に即した区分（小分類）により分類しました。

※平成28年9月末（本計画策定時）に加えて、本計画改訂時の施設状況として令和5年4月時点の施設保有状況を掲載しました。

## (2) 建築系公共施設の年度別の整備状況

釜石市の建築系公共施設は、1970（昭和 45）年度から多くの施設が整備されており、1970 年代から 1980 年代にかけて公営住宅が整備され、1980 年代から 2010 年代にかけて学校教育系施設が整備されています。また 2010 年代は復興住宅等により、公営住宅が多く整備されています。

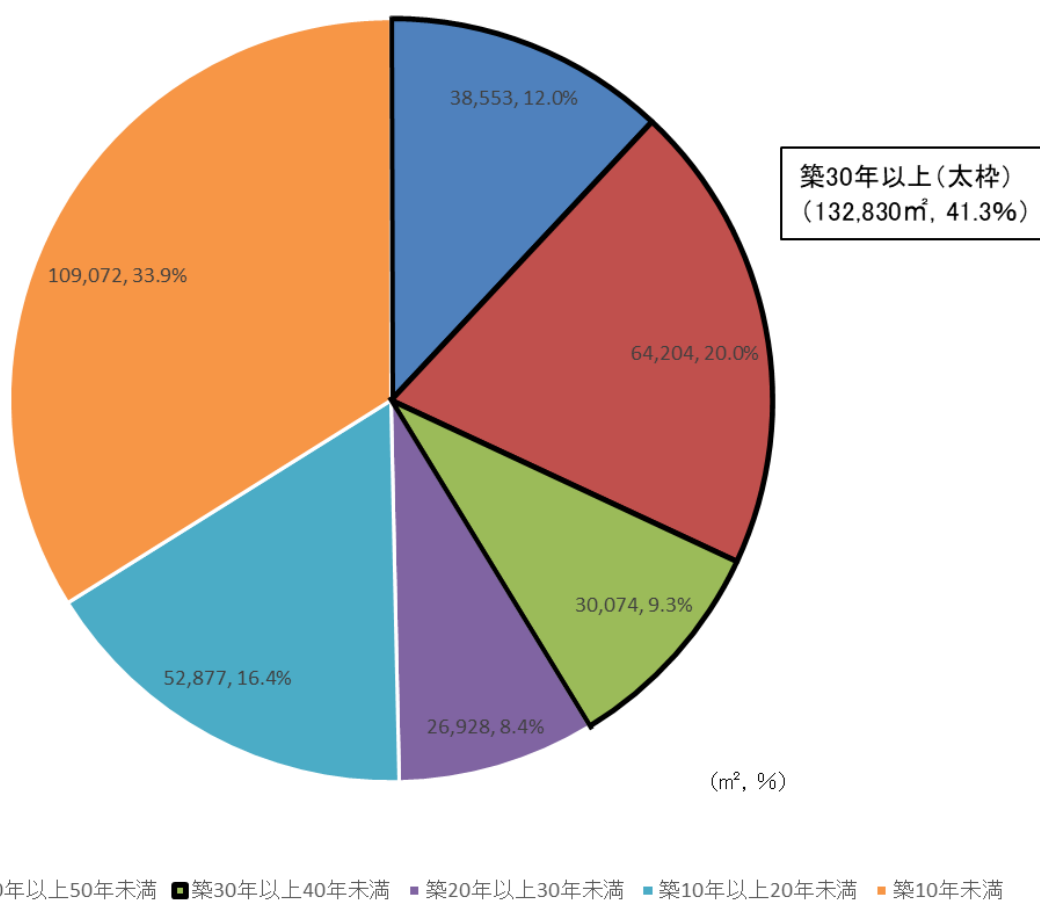


### (3) 建築系公共施設の老朽化状況

経過年数別の延床面積をみると、築 50 年以上の施設が 12.1%となっています。

一般的に大規模修繕が必要とされる築 30 年以上を経過した施設の合計は、133,656 m<sup>2</sup>で全体の 41.5%を占めています。

図表8. 経過年数別延床面積



#### (4) 建築系公共施設の耐震化状況

1981（昭和 56）年の建築基準法の改正により、建物に求められる耐震基準が向上したことから1981（昭和 56）年以前の基準を「旧耐震基準」、以後の基準を「新耐震基準」と一般に分けられます。

旧耐震基準が適用されていた 1981（昭和 56）年度以前に釜石市が整備した建築系公共施設は、79,332 m<sup>2</sup>で全体の 24.7%となっています。

このうち耐震診断及び耐震改修の実施基準を定めた「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年 10 月 27 日法律第百二十三号）（以下、「耐震改修促進法 ※1）」において、耐震診断及び耐震改修の義務がある「多数の者が利用する建築物 ※2」に該当する大規模な施設は、すべて耐震診断が実施済みです。

大規模施設の耐震診断の結果、耐震改修が必要であると判定された施設は 29,207 m<sup>2</sup>あり、このうち、耐震改修が未実施の施設は 8,455 m<sup>2</sup>で、建築系公共施設全体に占める割合は 2.6%となっています。

また、旧耐震基準で整備された建築系公共施設のうち、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修が義務付けられていない施設については、今後、耐震診断および耐震改修の実施に努めなければならないとされており、これに該当する施設は 20,521 m<sup>2</sup>で、建築系公共施設全体に占める割合は 6.4%となっています。

図表9. 耐震診断・耐震改修の実施状況



※1 耐震改修促進法では、耐震診断、耐震改修を促進する建物として多数のものが利用する建築物（緊急安全確認大規模建築物、特定既存耐震不適格建築物等）が定められています。例えば、学校施設では延べ床面積 3,000 m<sup>2</sup>以上、2階建て以上が緊急安全確認大規模建築物に該当します。

※2 旧耐震基準で整備された建築系公共施設のうち、耐震改修促進法により耐震診断及び耐震改修が義務付けられていない施設で、今後、耐震診断および耐震改修の実施に努めなければならない施設です。

## 2. インフラ系公共施設の整備状況

インフラ系公共施設（道路・橋りょう、上水道、下水道、公園・緑地）について、それぞれの施設の整備状況を以下に整理します。

図表10. インフラ系公共施設の整備状況

| 類型      | 対象施設            | 単位                             | 数量                                  |
|---------|-----------------|--------------------------------|-------------------------------------|
| 道路・橋りょう | 市道              | 実延長(km)                        | 509.7km                             |
|         | 農道              | 実延長(km)                        | 4.4km                               |
|         | 林道              | 実延長(km)                        | 61.0km                              |
|         | 橋りょう            | 橋りょう(橋)、延長(km)<br>(道路橋、鉄道橋の合計) | 252 橋、5.7km<br>(うち、道路橋 243 橋、4.4km) |
| 上水道     | 上水道             | 給水人口(人)※1、管路延長(km)             | 35,314 人、305.0km                    |
|         | 飲料水供給施設         | 給水人口(人)、施設数(施設)                | 160 人、4 施設                          |
| 下水道     | 下水道             | 水洗化人口(人)※1、管路延長(km)            | 17,442 人、128.0km                    |
|         | 農業集落排水          | 処理対象人口(人)※2、管路延長(km)           | 860 人、27.5km                        |
|         | 漁業集落排水          | 処理対象人口(人)※3、管路延長(km)           | 1,810 人、13.7km                      |
| 公園・緑地   | 都市公園            | 公園数、面積(ha)※4                   | 37 箇所、81.8ha                        |
|         | 緑地(災害公営住宅宅地法面等) | 緑地数                            | 793 箇所                              |

※1 釜石市統計書（平成 26 年版）

※2 農業集落環境整備事業資料

※3 下水道課提供資料

※4 平成 28 年 4 月現在

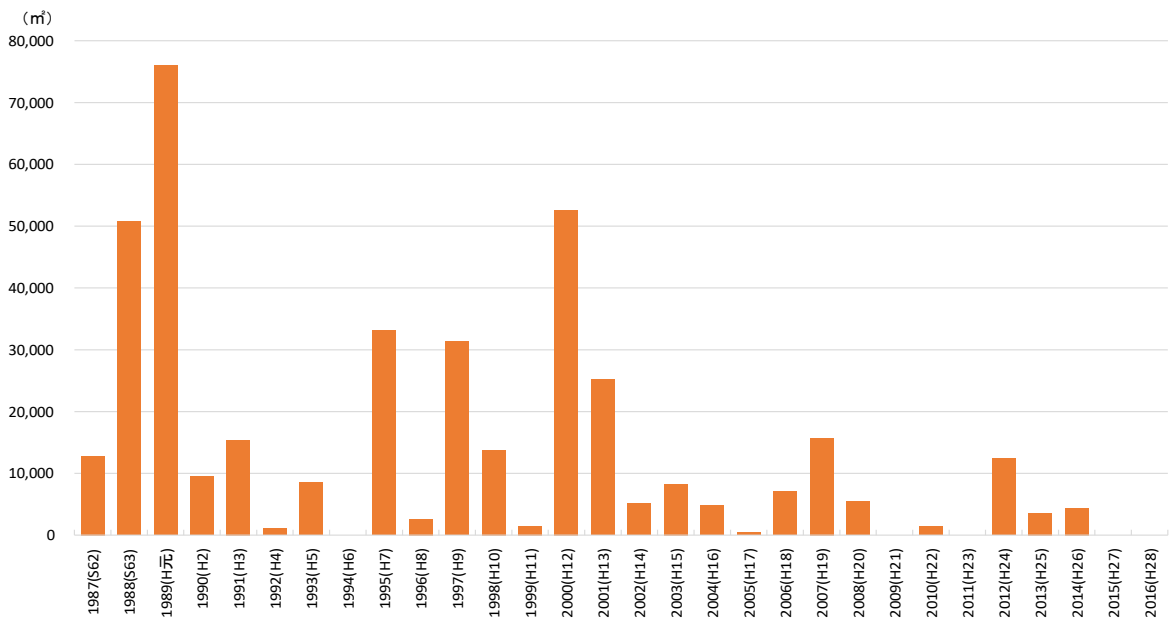
## (1) 道路・橋りょうの整備状況

釜石市が保有する道路は、一般道路 509.7km、農道 4.4km、林道 61.0km で、合計延長が 575.1km となっています。道路の面積は、一般道路 2,611,973 m<sup>2</sup>となっており、農道、林道の幅員を 4 m と仮定すると農道 17,752 m<sup>2</sup>、林道 244,000 m<sup>2</sup>となり、合計面積が 2,873,725 m<sup>2</sup>となります。

釜石市が保有する橋りょうは、道路橋が 243 橋あり、実延長で約 4,393m、橋りょう面積で約 22,588 m<sup>2</sup>あります。鉄道橋は 9 橋あり、実延長で 1,295m あります。合計が 252 橋あり、実延長で 5,688m となっています。

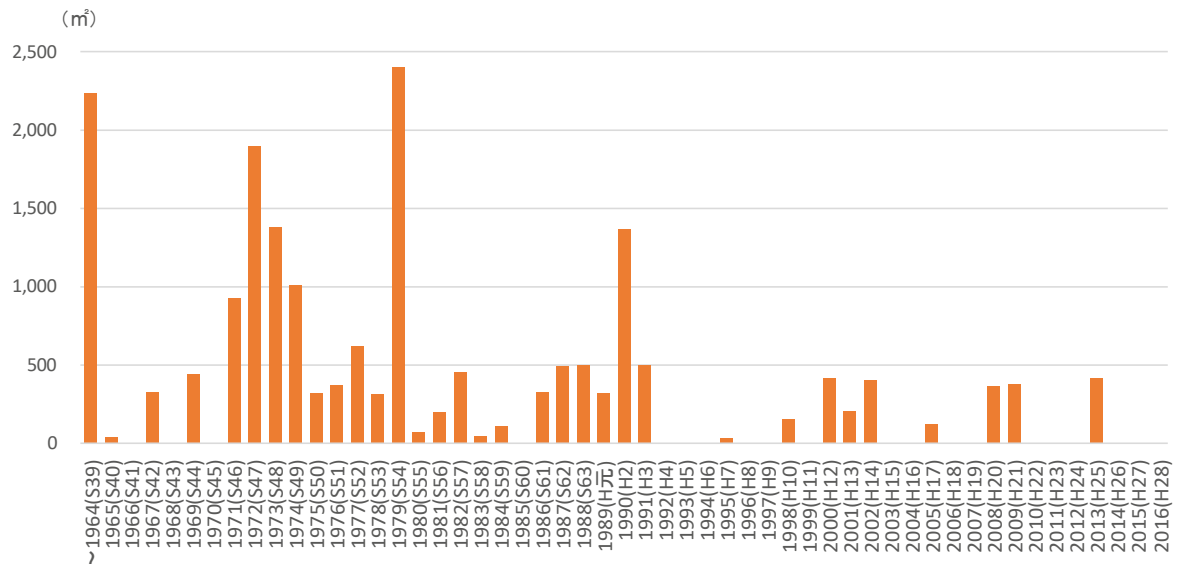
橋りょうは、50 年を超過しているものが橋りょう面積で 21.7% となっています。

図表11. 道路整備面積



※1986年(昭和61)年度以前の整備面積は 2,209,518 m<sup>2</sup>  
 ※農道、林道の整備年次は不明のため、グラフには表示していません

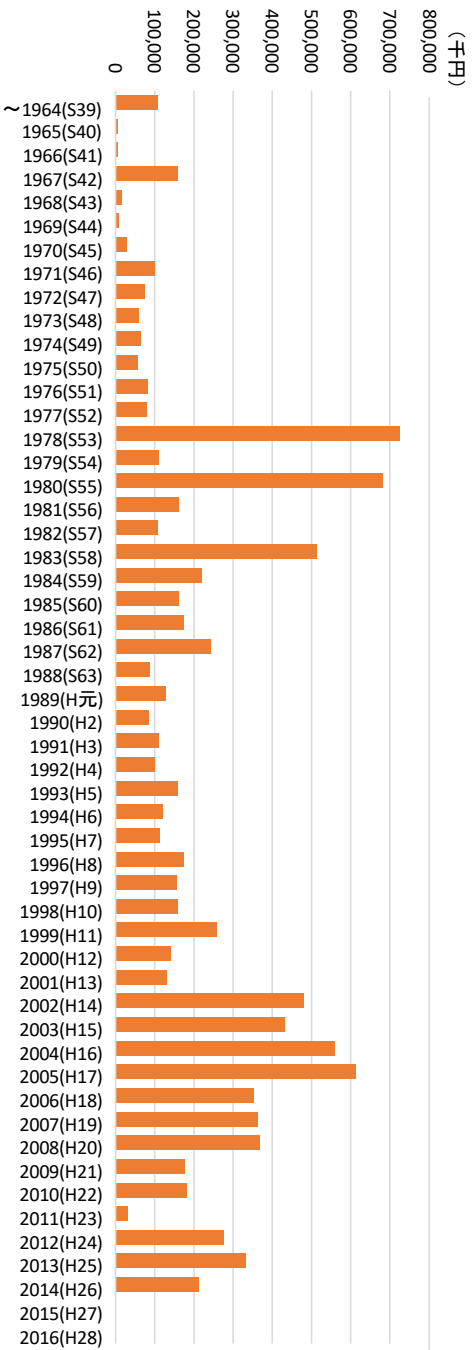
図表12. 橋りょう整備面積



## (2) 上水道の整備状況

上水道は、釜石上水道と、飲料水供給施設の4施設があります。  
 上水道の管路延長は約305.0kmで、このうち、法定耐用年数(40年)を経過した老朽管の延長は約50.0kmとなっています。

図表13. 年度別管路の取得額





### (3) 下水道の整備状況

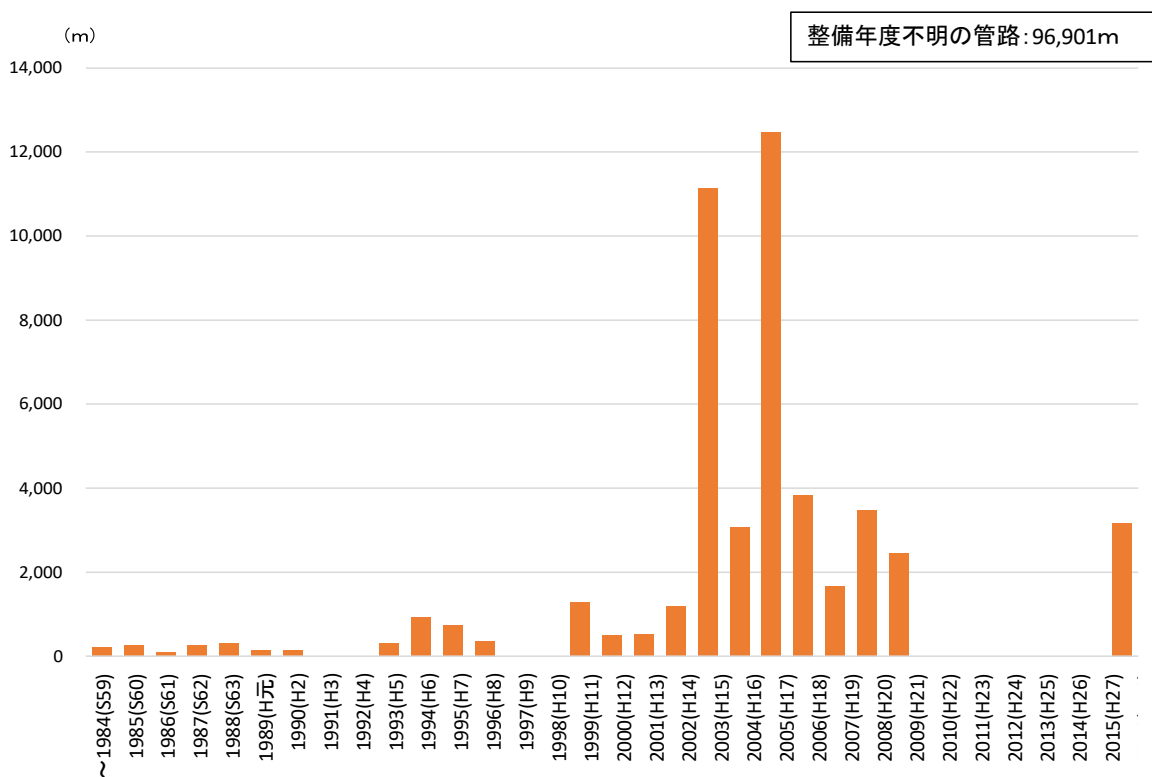
公共下水道は、上平田下水処理場、太平下水処理場の2施設と各ポンプ場5施設の合計7施設を有しています。管路は、合計で約128.0kmとなっています。

農業集落排水は、栗林処理施設1施設を有しています。管路は、合計で約27.5kmとなっています。

漁業集落排水は、唐丹漁集落処理施設1施設を有しています。管路は、合計で約13.7kmとなっています。

整備年次が不明の管路は、約96.9kmとなっています。

図表14. 年度別管路の整備延長

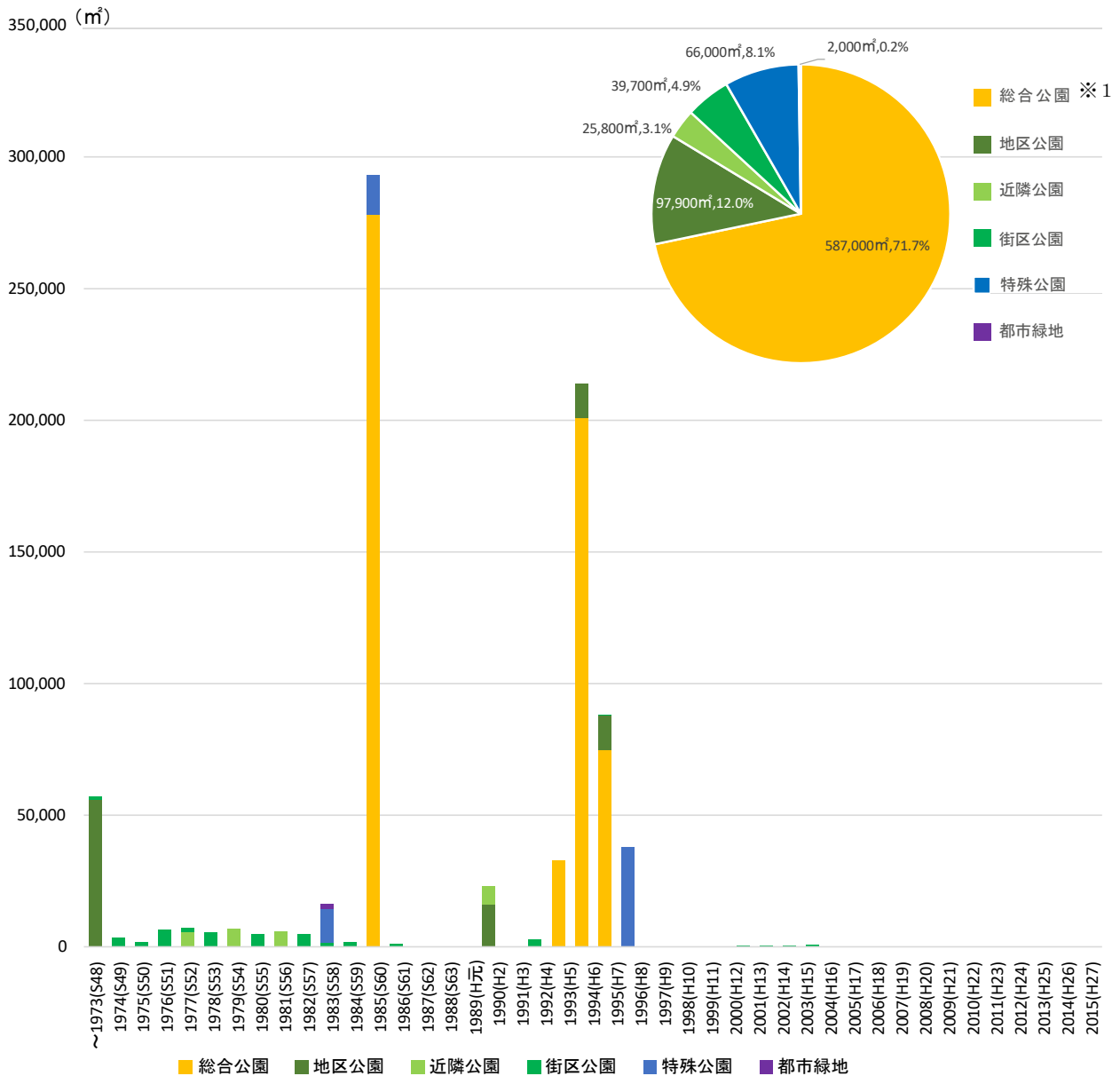


## (4) 公園・緑地の整備状況

公園は 37 箇所あり、面積は 81.8ha となっています。総合公園が全体の面積の 71.7%を占めています。この他、復興事業にともなう宅地造成等によりつくられた緑地（宅地法面）が 793 箇所あります。

なお、1985（昭和 60）年度は総合運動公園の水海公園（49.7ha）が整備されたためグラフが突出しています。

図表15. 年度別公園整備面積



※1 総合公園とは、都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園のことです。  
 地区公園とは、主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことです。  
 近隣公園とは、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことです。  
 街区公園とは、主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園のことです。  
 特殊公園とは、風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園のことです。  
 都市緑地とは、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地のことです。

### 3章. 公共施設等の維持管理・更新等に関する将来の見通し

#### 1. 人口の現況と将来推計

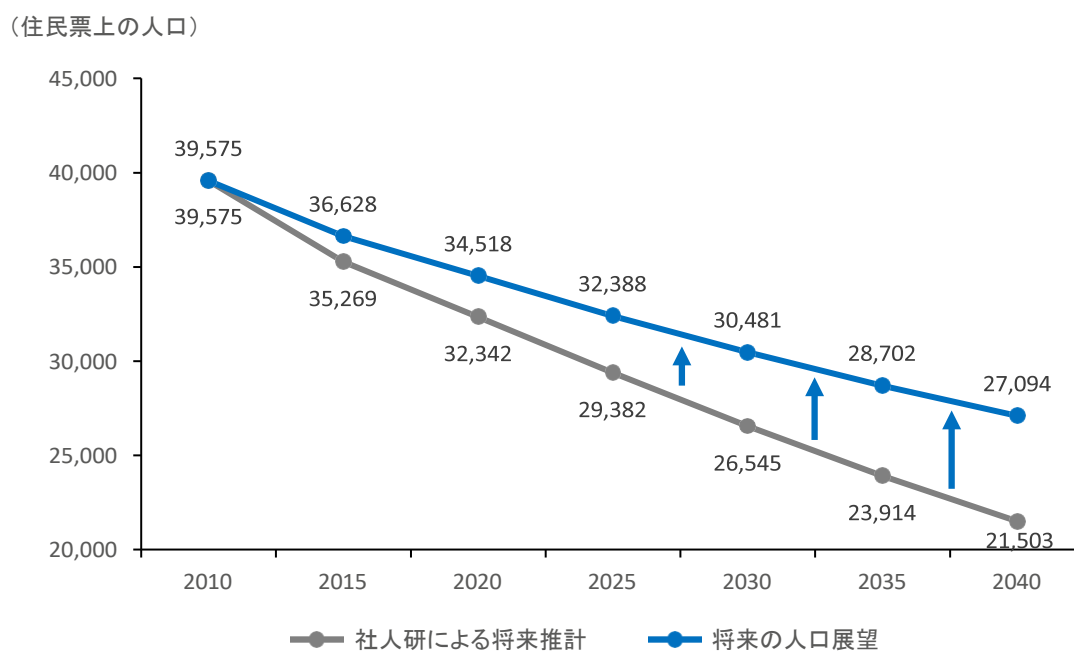
公共施設等の維持管理・更新等に関する将来見通しの検討に当たっては、利用対象者の数、すなわち釜石市の人口の現状と将来推計に基づいて考える必要があります。

釜石市の総人口は、1955（昭和 30）年の甲子村、唐丹村、鶉住居村、栗橋村との合併による新市誕生時には 81,006 人で、1963（昭和 38）年の 92,123 人をピークに減少に転じ、2015（平成 27）年度には 35,269 人となっています。

国立社会保障・人口問題研究所が算出した推計値によると、今後人口は急激に減少を続け、2040（令和 22）年度には 22,000 人を切ると見込まれています。

釜石オープンシティ戦略では、釜石市の将来の人口を実行可能な施策を最大限講じることで、人口減少のスピードを緩やかにしていくことを計画しており、将来の人口展望として、2040（令和 22）年度に 27,000 人程度の人口を維持することを目標としています。

図表16. 釜石市の人口推移と将来推計



出典：釜石の実像（釜石市人口ビジョン）

## 2. 財政と投資的経費の状況

### (1) 歳入・歳出の状況

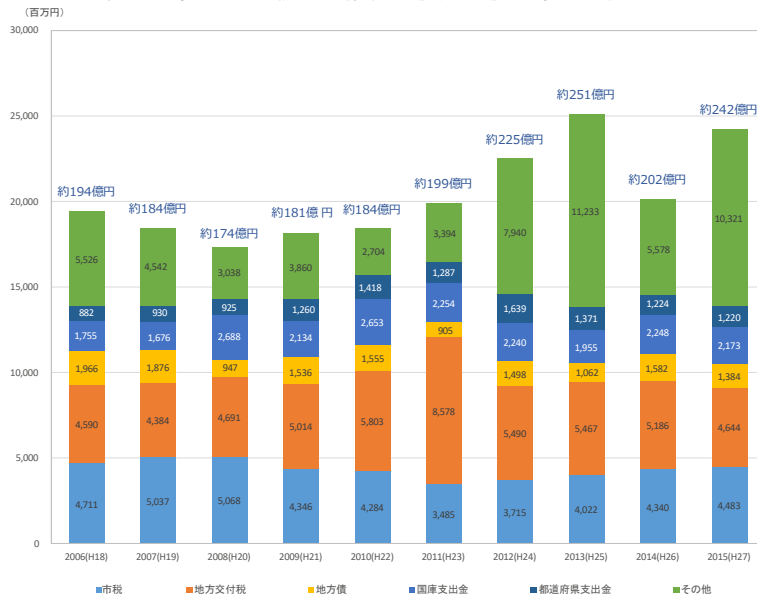
公共施設等の維持管理・更新にかかる費用は釜石市が支出するため、公共施設等の将来見通しを立てるためには、釜石市の歳入・歳出の状況について把握しておく必要があります。

2015（平成 27）年度の普通会計の歳入（復興・復旧事業分を除く）は、約 242 億円で、その内訳は、地方交付税（約 46 億円）が最も多く、次いで、市税（約 45 億円）、国庫支出金（約 22 億円）の順となっています。

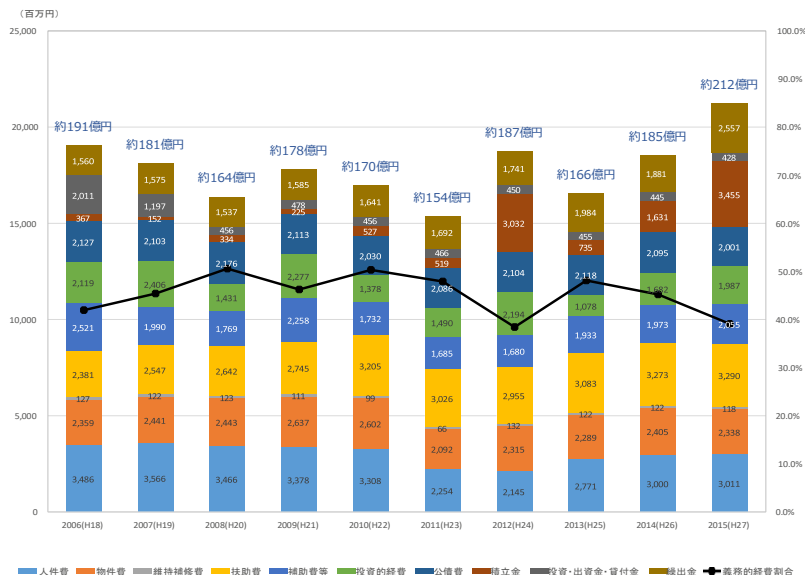
2015（平成 27）年度の歳出は約 212 億円（復興・復旧事業分を除く）で、内訳をみると、積立金が最も多く（約 35 億円）、次いで扶助費（約 33 億円）、人件費（約 30 億円）が多くなっています。

今後、人口減少による市税の減少と高齢化の進展による扶助費の増加により歳入と歳出の均衡維持が難しくなることが懸念されます。

図表17. 普通会計歳入の推移（復興・復旧事業分除く）



図表18. 普通会計歳出の推移（復興・復旧事業分除く）



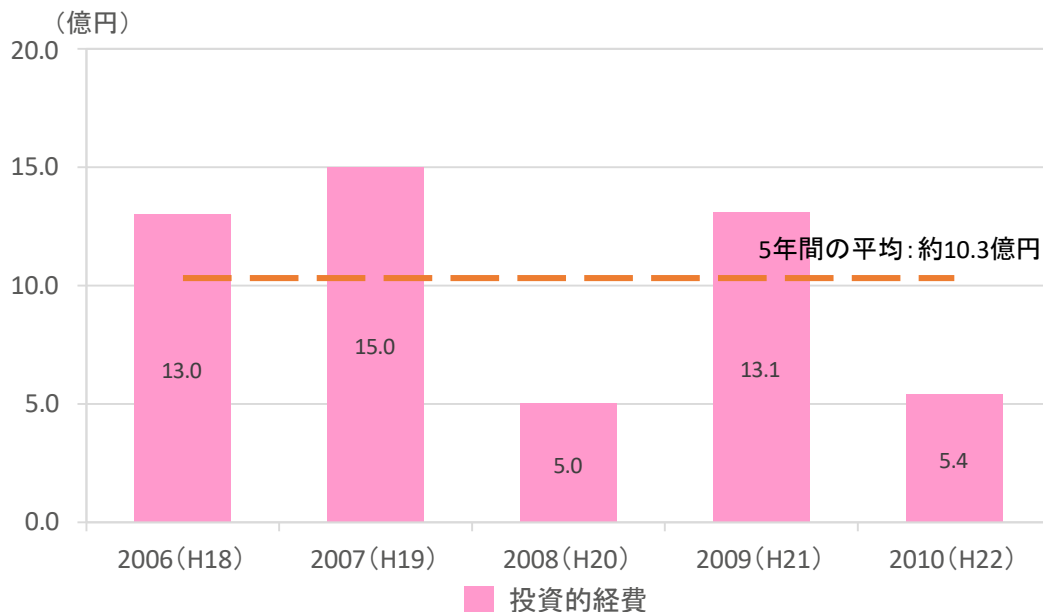
## (2) 投資的経費の状況

公共施設等（建築系公共施設・インフラ系公共施設）の維持管理・更新に係る費用について、将来の公共施設等の更新費用の見通しを比較するため、これまでの投資的経費 ※1 の状況を整理しました。

### 1) 建築系公共施設の投資的経費

建築系公共施設に投じてきた経費（投資的経費）は、東日本大震災前の期間である 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度を平均すると 1 年あたり約 10.3 億円 ※2 となり、今後負担可能な投資的経費もこの金額を上限とします。

図表19. 投資的経費（建築系公共施設）の推移



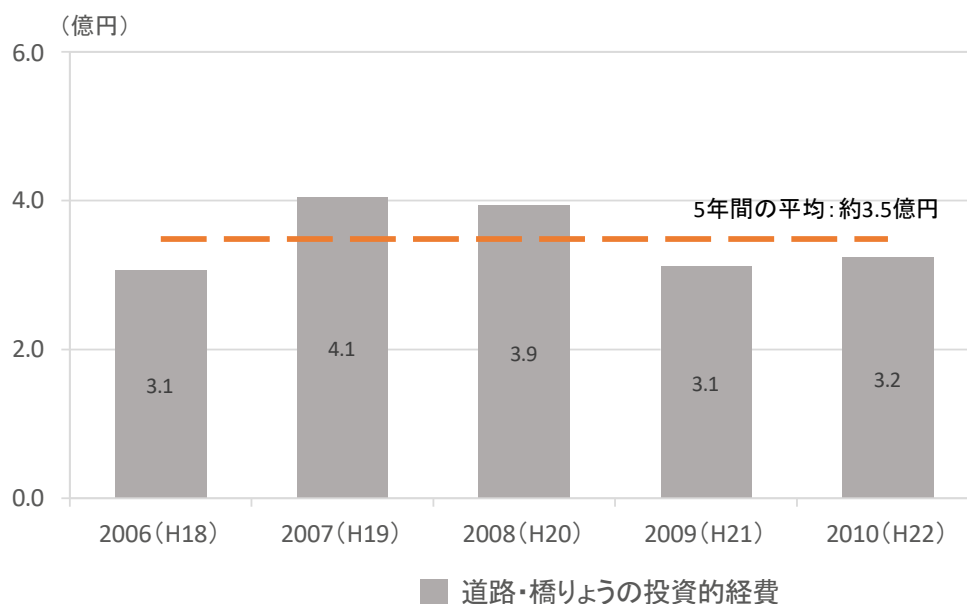
※1 投資的経費とは、学校、公営住宅、道路、橋等の建設など、社会資本の整備に要する経費のことです。

※2 地方財政状況調査によると 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度の投資的経費の内訳は、普通建設事業費約 13.8 億円（道路・橋りょう含む）で、道路・橋りょうを除くと約 10.3 億円となります。

## 2) インフラ系公共施設の投資的経費

インフラ系公共施設に投資可能な経費（投資的経費）は、東日本大震災前の期間である 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度を平均した値を標準とし、かつ、水道事業経営戦略 ※1、下水道経営戦略※2において示された水道、下水道の投資可能経費を考慮すると、1年あたり約 9.2億円※3となります。

図表20. 投資的経費（道路・橋りょう）の推移



- ※1 水道事業経営戦略とは、水道施設の計画的な更新を進め施設を維持していくために、試算した財源と均衡させた収支計画に基づく、中長期的な経営の基本計画です。
- ※2 下水道経営戦略とは、下水道施設の計画的な更新を進め、施設を維持していくために、試算した財源と均衡させた収支計画に基づく、中長期的な経営の基本計画です。
- ※3 地方財政状況調査によると 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度の投資的経費の内訳は、普通建設事業費のうち、道路・橋りょうは約 3.5 億円、上水道関連約 3.3 億円、下水道関連約 9.2 億円であり、合計約 16.0 億円です。水道事業経営戦略における今後の投資的経費約 3.8 億円、下水道経営戦略における今後の投資的経費約 1.9 億円を考慮すると、インフラ系公共施設全体の投資的経費は約 9.2 億円となります。

### 3. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用の見込み

#### (1) 試算方法

現在、釜石市が保有している公共施設等について、将来もそのまま保有した場合に必要な2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間に見込まれる更新費用を「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（財団法人自治総合センター）」に基づき試算しました。

詳細な条件設定については、「釜石市公共施設白書（更新費用算出の前提条件）」に示すとおりですが、条件設定の概要を以下に示します。

#### 【建築系公共施設の更新費用の試算方法】

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（財団法人自治総合センター）」に基づき、下記の条件で試算を行った。

- 試算期間
  - ・2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間とした。
- 試算対象施設
  - ・調査時点で保有する全ての公共施設（仮設を除く）とした。
  - ・2016（平成 28）年 9 月末時点で工事発注以上の段階にある施設を対象としている。
- 更新費用の試算方法
  - ・公共施設の延床面積に更新単価を乗じた。
- 更新時期
  - ・築 60 年で建替え、築 30 年で大規模改修と仮定した。
  - ・調査時点で、既に大規模改修又は建替え時期を経過している公共施設については、負担を分散させるために 2017（平成 29）年度から 10 年間に大規模改修又は建替えを実施するものと仮定した。

#### 【インフラ系公共施設の更新費用の試算方法】

「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書（財団法人自治総合センター）」に基づき、下記の条件で試算を行った。

- 試算期間
  - ・2017（平成 29）年度から 2056（令和 38）年度までの 40 年間とした。
- 試算対象施設
  - ・調査時点で保有する道路（市道、農道）、橋りょう（道路橋、鉄道橋）、上水道（上水道及び簡易水道並びに飲料水供給施設の管路と建物）、下水道（公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の管路と下水処理施設）とした。
  - ・2016（平成 28）年度までに整備された施設を対象とした。
- 試算方法
  - ・道路：道路面積を更新年数（15 年）で割った面積に、更新単価を乗じて試算した。
  - ・橋りょう：固定資産台帳の再整備費用を更新費用として試算した。
  - ・上水道：固定資産台帳の「帳簿原価年度当初現在高ベース」の値を更新費用として試算した。
  - ・下水道：下水処理施設は、取得時の価格を更新費用として試算した。管路は、整備年度ごとの口径別の管路延長に、更新単価を乗じた値を更新費用として試算した。
- 更新時期
  - ・道路 15 年、橋りょう 50 年、上水道（管路）40 年、下水道（管路）50 年とした。上水道及び下水道の建物は建築系公共施設と同様とした。

## (2) 建築系公共施設に係る維持管理・更新費用予測

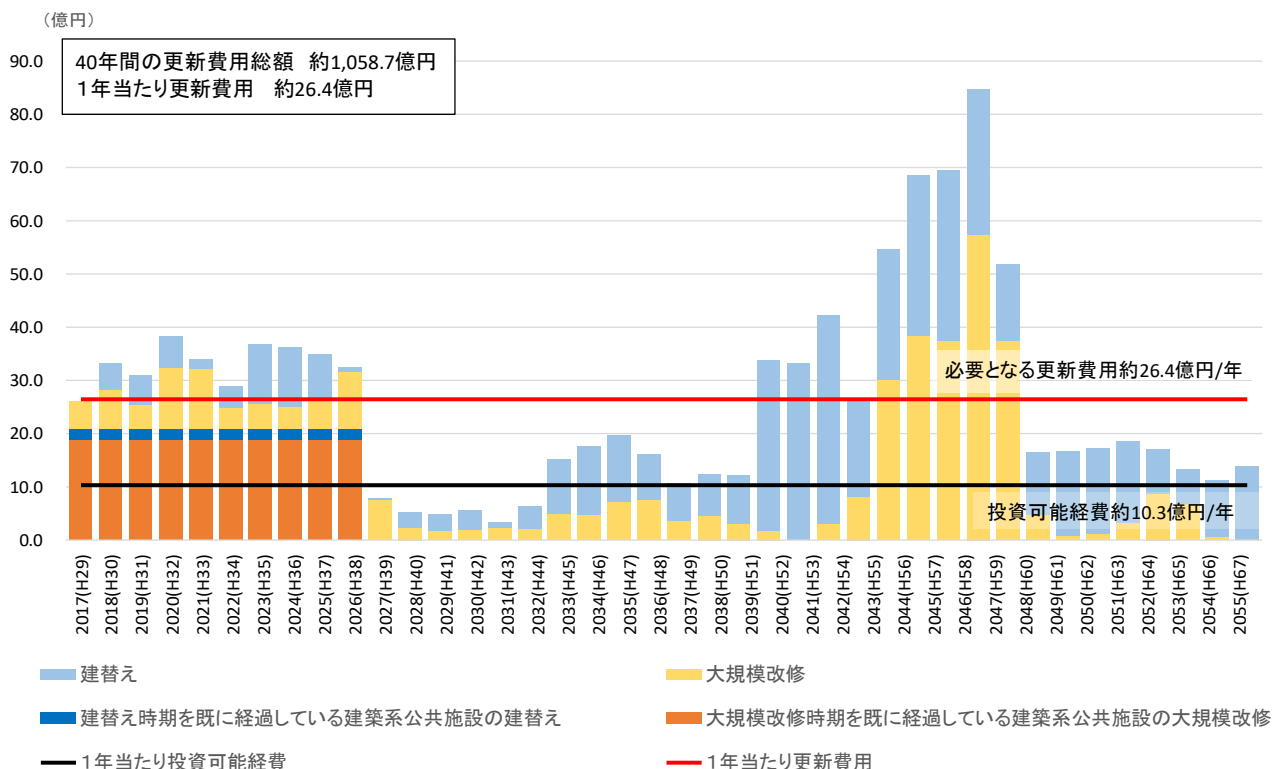
建築系公共施設の更新等にかかる費用は、耐用年数が経過した後に、同じ規模（延床面積）で更新したと仮定した場合、今後 40 年間の更新費用は、総額で約 1,058.7 億円となり、試算期間における平均費用は、年間約 26.4 億円が必要となります。

一方で、建築系公共施設に投じてきた投資的経費の平均額は年間約 10.3 億円です。今後も施設の維持管理、大規模修繕及び建替えに投じることのできる投資的経費（投資可能経費）が現状と同程度と考えると、今後 40 年間で、建築系公共施設の維持管理・更新に投資可能経費の約 2.6 倍の費用がかかることになり、年間で平均約 16.1 億円が不足することが予想されます。

なお、震災復旧・復興事業により整備された建築系公共施設については、本計画期間内の更新費用には計上していませんが、引き続き施設の更新等に係る費用の不足が見込まれることが予想されます。

- 投資可能経費：約 10.3 億円／年
- 年更新費用：約 26.4 億円／年（40 年間総額 約 1,058.7 億円／40 年間）
- 不足額年平均＝約 10.3 億円／年－26.4 億円／年 = ▲16.1 億円／年
- 投資可能経費に対する更新費用の割合  
1 年あたり更新費用約 26.4 億円 ÷ 1 年あたり投資可能経費 約 10.3 億円 ≒ 約 2.6 倍

図表21. 建築系公共施設の将来の必要となる更新費用と投資可能経費の比較





### (3) インフラ系公共施設に係る維持管理・更新費用予測

インフラ系公共施設の更新等にかかる費用は、耐用年数経過後に、現在と同じ面積・延長等で更新したと仮定した場合、今後 40 年間の更新費用は、総額で約 782.5 億円となり、試算期間における平均費用は年間約 19.6 億円が必要となります。

一方で、今後インフラ系公共施設の維持管理・更新に負担可能な投資的経費（投資可能経費）の見込みは、

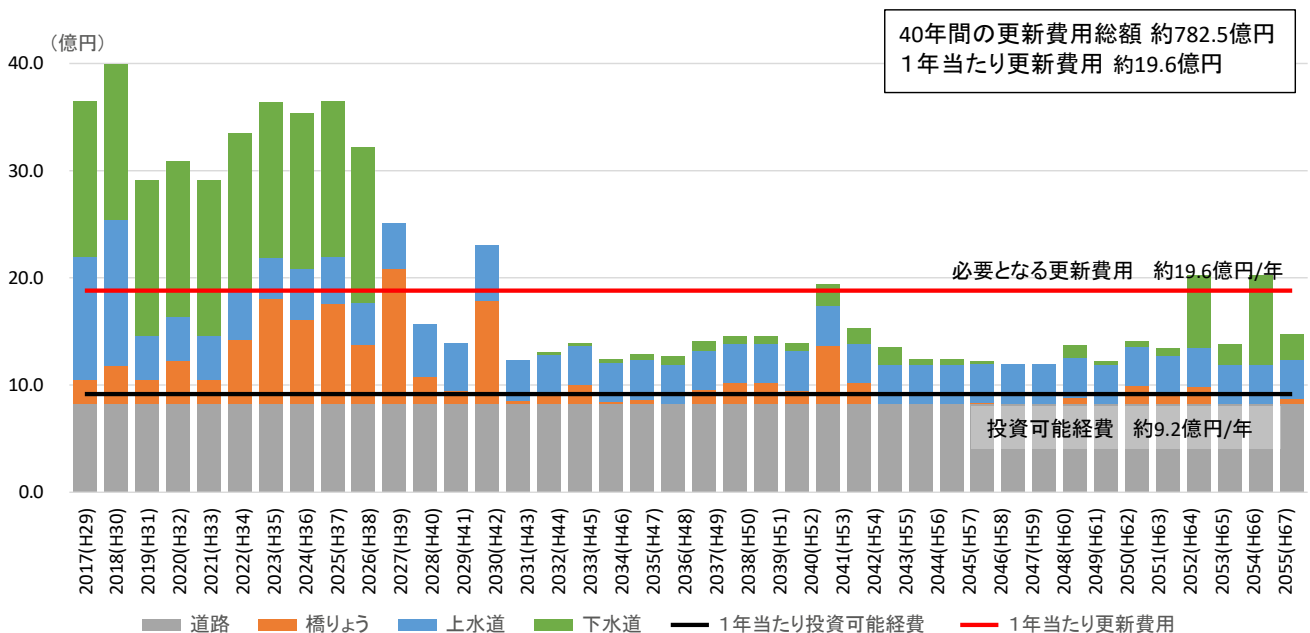
- ・過去の平均額から試算した道路・橋りょう施設等の投資的経費が約 3.5 億/年
- ・水道事業所経営戦略に基づく水道事業の投資可能経費が約 3.8 億円/年
- ・下水道経営戦略に基づく投資可能経費が 1.9 億円/年

となり、合計すると 1 年あたり約 9.2 億円となります。ただし、上記の投資可能経費は、人口減少などにより財政規模の縮小と比例して縮小せざるを得ないことが予想されます。

今後も施設の更新に現状と同程度の費用をかけると考えると、今後 40 年間で投資可能経費の約 2.1 倍の費用がかかることになり、年間平均で約 10.4 億円が不足すると予想されます。

- 投資可能経費：約 9.2 億円/年
- 年更新費用：約 19.6 億円/年（40 年間総額 約 782.5 億円/40 年間）
- 不足額年平均＝約 9.2 億円/年－19.6 億円/年 = ▲10.4 億円/年
- 投資可能経費に対する更新費用の割合  
 $1 \text{年あたり更新費用約 } 19.6 \text{ 億円} \div 1 \text{年あたり投資可能経費 約 } 9.2 \text{ 億円} \approx \text{約 } 2.1 \text{ 倍}$

図表22. インフラ系公共施設の将来の必要となる更新費用と投資可能経費の比較



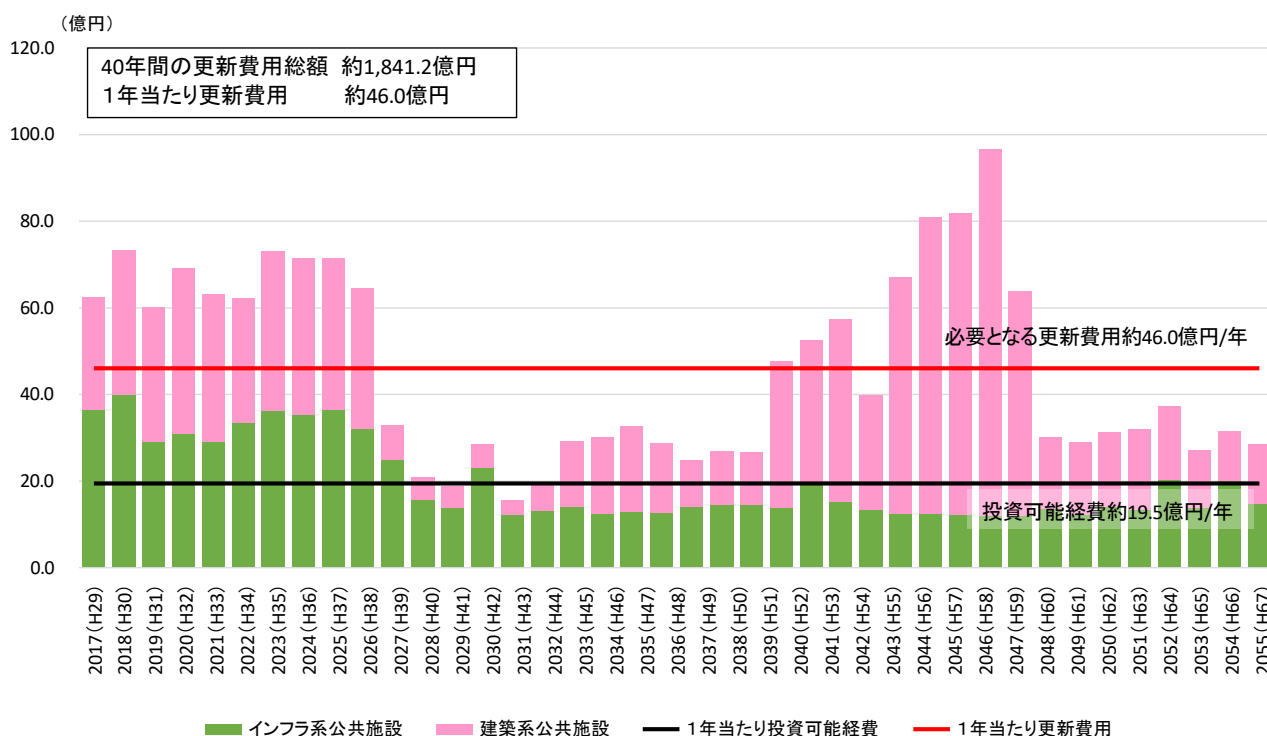
#### (4) 公共施設等の維持管理・更新費用と充当可能な投資的経費の見込み

現在ある建築系公共施設の総延床面積を維持し、かつインフラ系公共施設の維持を計画（水道事業所経営戦略・下水道経営戦略等）どおり行った場合、公共施設等の今後 40 年間の維持管理・更新費用の総額は約 1,841.2 億円と試算され、試算期間における平均費用は年間約 46.0 億円となります。

今後も施設の更新に現状と同程度の費用をかけると考えると今後 40 年間で、公共施設等の維持管理・更新に投資可能経費の約 2.4 倍の費用がかかることになり、年間平均で約 26.5 億円が不足することが予想されます。

- 投資可能経費：約 19.5 億円/年
- 年更新費用：約 46.0 億円/年（40 年間総額 約 1,841.2 億円/40 年間）
- 不足額年平均＝約 19.5 億円/年－46.0 億円/年 = ▲26.5 億円/年
- 投資可能経費に対する更新費用の割合  
 $1\text{年あたり更新費用約 } 46.0\text{ 億円} \div 1\text{年あたり投資可能経費 約 } 19.5\text{ 億円} \approx \text{約 } 2.4\text{ 倍}$

図表23. 公共施設等の将来の必要となる更新費用と投資可能経費の比較



## 4. 現状や課題に関する基本的認識

公共施設等の現在の状況と将来の見通しの分析結果を踏まえた、今後の釜石市の公共施設等の維持管理・更新にかかる課題は次のとおりです。

### (1) 人口減少、少子高齢化による公共施設等に対するニーズの変化

- 人口減少とともに、年少人口及び生産年齢人口の減少と老年人口の増加による世帯構成の変化により公共施設等へのニーズが変化することが予想されます。
- 人口減少に応じた公共施設等の総量の見直しや、今後増加する高齢者のニーズに対応して既存施設の用途の変更など、変化に対応した施設整備および維持管理が求められます。

### (2) 公共施設等の老朽化

- 昭和 50 年代以降に集中的に整備された多くの施設が、今後、耐用年数を超えることとなり、施設の老朽化の問題に直面しています。
- 老朽化した施設の適切な維持管理のあり方および、耐用年数を超過した施設の建替えの検討が必要となり、施設の位置づけや利用度と施設の維持更新にかかる費用等を比較し、施設のあり方を検討する必要があります。

### (3) 公共施設等の耐震化

- 耐震改修促進法において耐震診断及び耐震改修の義務がある「多数のものが利用する建築物」に該当する大規模な施設は、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された施設が 29,207 m<sup>2</sup>ありますが、このうち、耐震改修が未実施の建物は 8,455 m<sup>2</sup>あり、建築系公共施設全体の 2.6%となっています。
- 耐震改修促進法において、今後、耐震診断および耐震改修の実施に努めなければいけないとされる施設は 20,521 m<sup>2</sup>あり、建築系公共施設全体の 6.4%となっています。
- このような建物については耐震診断および耐震改修を順次進める必要がありますが、耐震改修にかかる費用が過大な場合は、施設のあり方を検討する場合があります。

### (4) 公共施設等の更新時期の集中

- 2017（平成 29）年度～2026（令和 8）年度、2040（令和 22）年度～2048（令和 30）年度に大規模改修や建替えが集中し、多額の更新費用が必要となります。
- 充当可能な財源がこれらの時期に増大するわけでないため、更新費用が充当可能な財源を大きく越えると、必要な更新を行うことができず、施設の安全性を損なう恐れがあります。
- このような事態を避けるため更新費用が集中する期間を考慮に入れながら施設の長寿命化、更新時期の平準化を検討していくことが必要です。

## (5) 公共施設等の維持・更新にかけられる財源の限界

- 釜石市の復旧・復興事業費を除いた財政規模は、震災前の 2006（平成 18）年度から 2010（平成 22）年度まで平均 183 億円程で推移してきましたが、震災後は復旧・復興事業が加わったため財政規模が 200 億円を大きく越えることも発生してきました。しかし、復興期間が終了する 2020（令和 2）年度以降には財政規模は震災前の水準に戻るか、または人口減少等によりさらに縮小することも考えられ、それに合わせて公共施設等の維持・更新にかけられる費用も縮小していきます。
- このような将来予測を鑑みると、公共施設等の整備更新や維持管理に支出できる財源には限界があることを前提に、財源と支出のバランスのとれた公共施設等のあり方を検討する必要があります。
- 現状の維持管理・更新のあり方のままで、財源と支出のバランスをとる場合は、インフラ系公共施設を効率的な運営により投資可能経費内で収まるように維持管理を行うとともに、建築系公共施設を投資可能経費ベースで約 62%削減 ※1 する必要があります。

※1 建築系公共施設の延床面積で約 62%削減の数値目標の設定

- ・ 建築系公共施設における普通建設事業費の投資可能経費：10.3 億円/年×40 年＝412.0 億円
- ・ 建築系公共施設の 40 年間の更新費用総額：1,058.7 億円
  
- ・ 普通建設事業費で更新可能な建築系公共施設の割合：412.0 億円/1,058.7 億円×100＝ 38.9%
- ・ 建築系公共施設の削減目標：100%－38.9% ＝61.1% ≒ 62%
  
- ・ インフラ系公共施設は効率的な運営により投資可能経費内で収まるように維持管理を行います。

## 4章. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 1. 公共施設等の管理に関する基本方針

現況や課題に関する基本認識を踏まえるとともに、公共施設等に関する維持管理・更新の取り組み方を変えずに限りある財源で財源と支出のバランスをとる場合、建築系公共施設の投資可能経費ベースで約 62%削減する必要があることをふまえ、以下に示す3つの基本方針で量的カイゼンや質的カイゼンに取り組むことで、公共施設等に係るコストの削減と、行財政サービスの水準の維持を目指します。

#### 公共施設等の管理に関する基本方針

(1) 建築系公共施設の総量の適正化（量的カイゼン）

(2) 公共施設等の適正かつ効率的な管理運営と有効活用（質的カイゼン）

(3) 公共施設等の長寿命化の推進と予算平準化（財政ケンゼン）

## (1) 建築系公共施設の総量の適正化（量的カイゼン）

人口減少および少子高齢化の進行に伴う市民ニーズの変化、施設の老朽化および施設の費用対効果等（利用者一人当たりのコスト等）を総合的に勘案し、計画的、段階的な公共施設等の統廃合等により総量を目標値30%削減することで、施設総量の抑制を図ります。

建築系公共施設の新規整備が必要となった場合は、複合化、多機能化、統廃合等を合わせて既存施設の有効活用を検討します。また、施設を新設する場合は、既存施設面積の削減を図ることで施設総量の抑制に努めます。

「民間でできるものは、できるだけ民間に委ねる」を基本として、代替可能な施設サービスは、計画的に民営化や民間移管の検討を推進します。

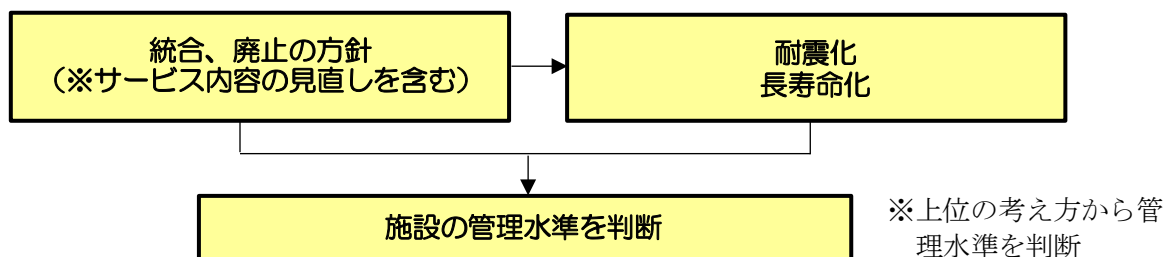
また、将来余剰となることが想定される施設（公営住宅等）は、段階的で効率的な統廃合について検討します。

### 【参考】 基本的な方針を具現化するための取組例

#### <建築系公共施設の総量縮減に向けたストックマネジメント>

統合、廃止の方針を踏まえながら今後の老朽化に伴う更新時期を見据えて、近隣に類似機能を有する場合には、機能の複合や転用を図ることにより、建築系公共施設の総量を縮減していきます。

また、統合、廃止の方針を踏まえて耐震化や長寿命化を行う施設や施設の管理水準などを判断していきます。



#### <遊休施設の取り扱いの考え方>

今後の使用見込みがなくなった建築系公共施設については、建物を必要としている主体に最大限活用してもらうために、積極的な譲渡や有償貸与を進めます。

公共施設等の譲渡や貸与が進まない場合であっても、庁内が連携して、釜石市オープンシティ戦略の具現化に向けて、地域の活力の向上や、定住人口の増加につながる機能などの誘致を目指し、施設の無償譲与や無償貸与を行うことも検討します。

## 【参考】人口一人当たりの建築系公共施設の延床面積

### ① 人口一人当たりの建築系公共施設の延床面積

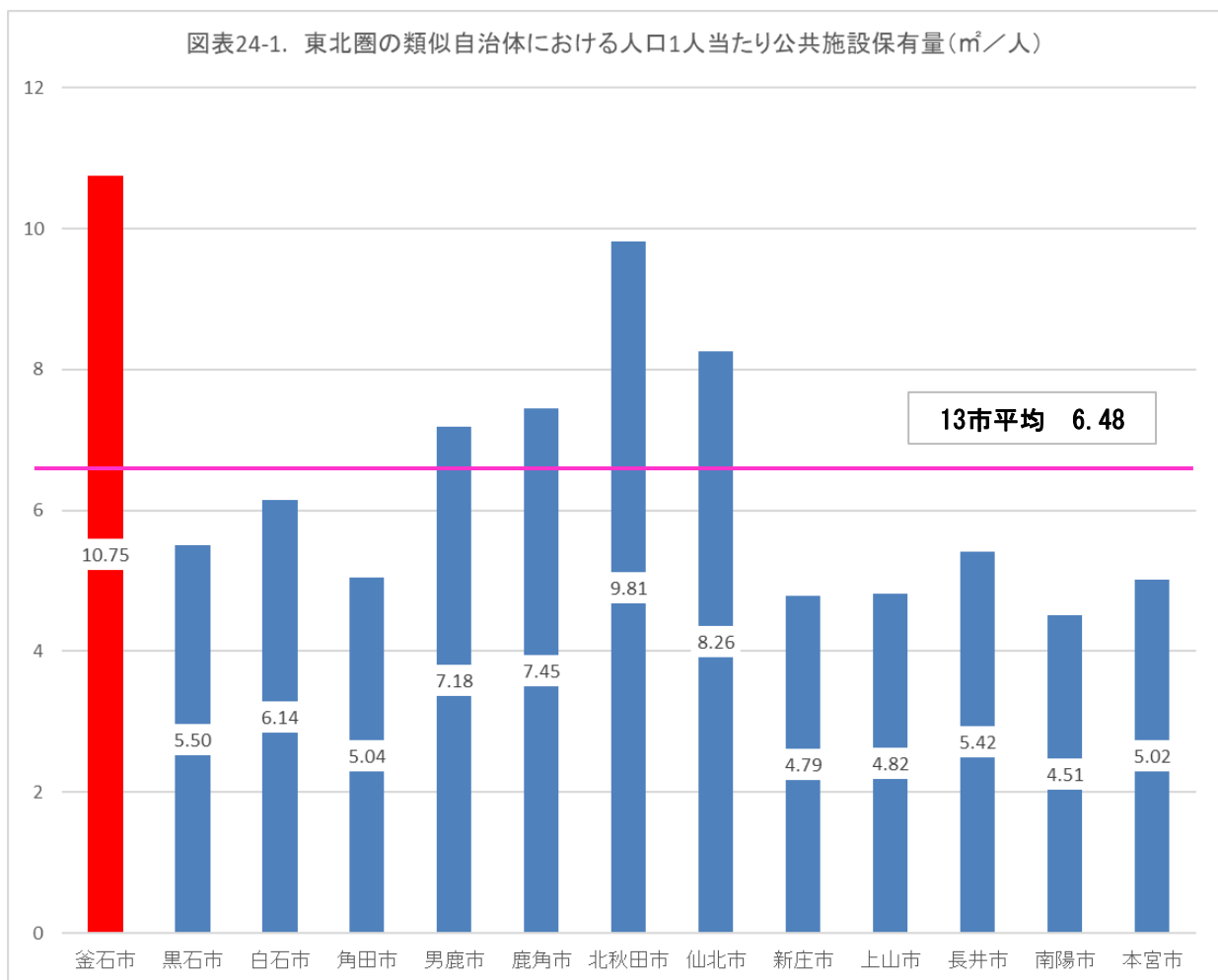
平成 28 年 9 月末時点の釜石市の建築系公共施設の延床面積の保有量の状況は 294,788 m<sup>2</sup>で、人口一人あたりは 8.3 m<sup>2</sup>/人※1となっています。

令和 5 年 4 月時点の釜石市の建築系公共施設の延床面積の保有量の状況は 321,709 m<sup>2</sup>で、人口一人あたりは 10.75 m<sup>2</sup>/人※1となっています。

※1 平成 28 年 9 月末の人口 住民基本台帳 35,458 人  
令和 5 年 3 月末の人口 住民基本台帳 29,915 人

### ② 類似自治体との人口一人当たりの延床面積の比較

釜石市の建築系公共施設の人口一人当たりの延床面積は 10.75 m<sup>2</sup>/人であり、東北圏の人口 3 万人規模の類似自治体※2の平均 6.48 m<sup>2</sup>/人と比較すると 4.27 m<sup>2</sup>/人ほど上回っている状況です。



※2 類似自治体は、総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表」の人口規模2.5～3.5万人未満の東北地方の都市を抜粋し、同表の「一人当たり公共施設保有量」で数値(R3.3末)を公表している都市の数値を計上ただし、人口規模が同程度であっても公表されていない自治体(大船渡市、久慈市、湯上市)は除外している

**【参考】建築系公共施設の延床面積の削減目標値**

東北圏の類似自治体よりも人口一人当たりの延床面積が多いことから、施設保有面積を東北圏の類似自治体と同等レベルまでの削減を目指します。

R5.4現在の釜石市の保有面積 : 321,709 m<sup>2</sup>

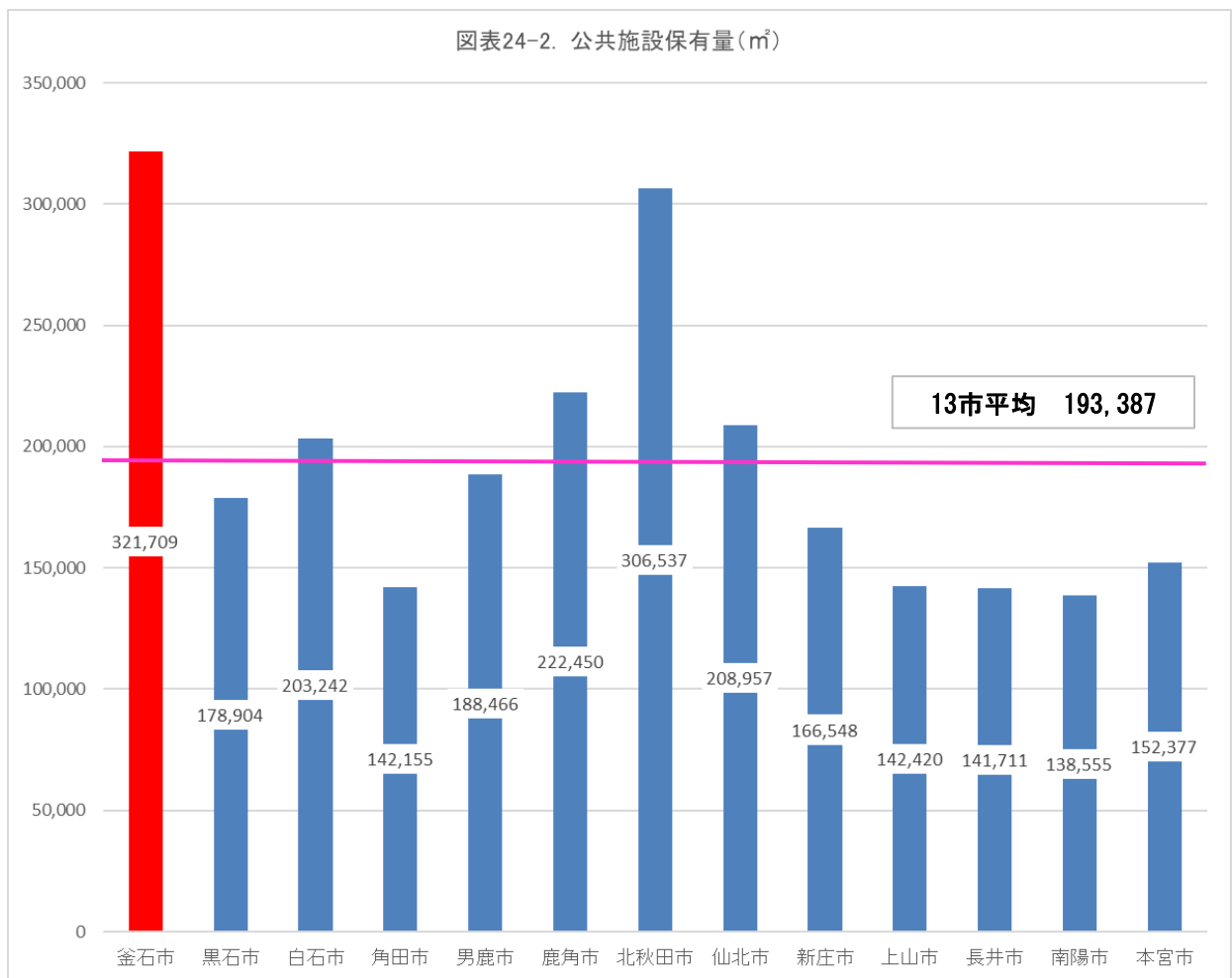
東北圏域類似自治体の平均保有面積 : 193,387 m<sup>2</sup>

※ 平均保有面積との面積差 = 321,709 m<sup>2</sup> - 193,387 m<sup>2</sup> = 128,322 m<sup>2</sup> 過大  
 保有面積差の比率 = 128,322 m<sup>2</sup> ÷ 321,709 m<sup>2</sup> = 39.9 %

しかし、当市では、他市と比較して山間・半島部に集落が点在しているなど地理的状況に加え、更なる人口減少により少子高齢化が見込まれており、市民サービスの質を維持しながら施設の長寿命化と段階的な削減を進めることとし、当面の目標値を 30 % とします。

なお、今後の本計画の進捗状況や地域の状況を踏まえ、最終的には 40% 削減を目指すこととする。

**釜石市の保有面積の削減目標**  $321,709 \text{ m}^2 \times 30\% = 96,513 \text{ m}^2$   
 ( R5.4 321,709 m<sup>2</sup> ⇒ 目標 225,196 m<sup>2</sup> )





## (2) 公共施設等の適正かつ効率的な管理運営と有効活用（質的カイゼン）

公共施設等の総量縮減を図りながらも、市民への公共サービス水準を低下させることなく、継続的に提供していくために、建物を「保有」する考えから、建物を「活用」する考えへの転換を図り、民間事業者等の資金やノウハウを活かした公共施設等の良好な施設管理と管理運営の効率化や利用促進に取り組みます。

建築系公共施設の設置場所や利用時間などの面から、稼働率が低い、または維持管理コストが高い建築系公共施設に対して、利用形態や運営形態の改善、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

インフラ系公共施設は総量縮減が難しいものの、管理運営を効率化することによるコスト縮減を推進します。また、劣化状況に応じて適切に修繕を実施します。

使用料・手数料は、公共施設等を利用する者と利用しない者の公平性を担保する観点から、「公共サービスの対価」として受益者から経済的負担を求めるため、適正な料金設定を必要に応じて見直していきます。

### 【参考】基本的な方針を具現化するための取組例

#### <インフラ系公共施設の包括管理の考え方>

インフラ系公共施設の維持管理業務の人員確保や技術継承、事務経費および職員労力負担の低減、危機管理体制の強化とリスク管理機能の向上等を図るため、インフラ系公共施設の維持管理業務の委託範囲の拡大・長期包括委託・性能発注等の委託のあり方について検討を進めます。

職員の適正配置、職員事務手続きの軽減、受託者（民間側）のコスト削減、新たな収益事業の創出などに資する委託のあり方として、複数分野（上水道、下水道、道路、公園）に関する複数業務（調査・点検、清掃、補修、修繕等）の包括委託の導入を検討します。

道路関係は、岩手県内の協議体（岩手県道路メンテナンス協議会）との連携可能性についても検討していきます。

### (3) 公共施設等の長寿命化の推進と予算平準化（財政ケンゼン）

建築系公共施設、インフラ系公共施設の新設から保全、解体撤去までの生涯の費用（ライフサイクルコスト）を縮減するとともに、更新等に必要な予算を平準化するため、予防保全型の維持管理を基本として長寿命化に取り組みます。

今後も継続して保有する建築系公共施設については、計画的な更新と適正な維持管理を行い、施設の長寿命化を図り、更新費用の平準化を図ります。

インフラ系公共施設については、市民生活や地域の経済活動に必要不可欠な都市基盤施設であることから今後も施設の維持に努め、施設の更新費用の軽減、平準化を図るため、予防保全型の維持管理により、施設の長寿命化を推進します。

震災の影響により施設の機能、安全性、耐震性等が低下していることが確認された公共施設等については、施設の管理水準※1等に応じて段階的に修繕を推進します。

インフラ系公共施設については、個別計画に基づいて事業費の縮減に努めます。

#### 【参考】基本的な方針を具現化するための取組例

##### <将来の施設解体費用を見据えた資金運用の考え方>

十分なサービス料の収入が見込める公共施設等においては、民間ノウハウを活用した資金運用のあり方として、サービス料の収入から管理コストを差し引いた金額を基金として積み立てることにより、将来の施設の解体に備えた適切な基金運営のあり方について検討します。

また、基金の積み立て財源として、施設の除却にともなう余剰地の売却費用等も有効活用していくことを視野に入れて検討します。

※1 公共施設等の管理に関する取組方針のうち、(1)点検・診断等に関する実施方針を参照

## 2. 公共施設等の管理に関する取組方針

公共施設等の維持管理に関する現状と課題及び今後の取組方針「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針（総務省：令和5年10月10日改訂）」に示されている9つの項目ごとに取組方針を以下に示します。

### 公共施設等の管理に関する取組方針

#### (1) 点検・診断等に関する実施方針

- ①点検マニュアル・チェックリストの作成と日常点検、定期点検等の実施
- ②劣化状況の診断・評価の実施と診断・評価データの蓄積

#### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ①維持管理・修繕・更新のマネジメントサイクルの確立（予防保全型の維持管理）
- ②予算確保にあたっての蓄積データの利活用（今後の修繕計画への活用）

#### (3) 安全確保の実施方針

- ①施設管理上の危険が認められた場合の安全性の確保
- ②不測の事態に備えた予算措置

#### (4) 耐震化の実施方針

- ①施設重要度に応じた建築系公共施設の耐震化
- ②インフラ系公共施設の耐震化

#### (5) 長寿命化の実施方針

- ①「事後保全」から「予防保全」への修繕のあり方の転換
- ②施設の位置づけに応じた段階的な長寿命化計画の策定

#### (6) 統合や廃止の実施方針

- ①建築系公共施設の利用頻度、施設の位置づけに着目した検討
- ②インフラ系公共施設の維持

#### (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

- ①市職員の研修による人材育成
- ②適正管理に向けた庁内組織体制
- ③民間活力の導入と市民協働の推進
- ④自治体間連携のあり方検討

#### (8) ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ①施設の改修及び更新時にはユニバーサルデザイン化を推進
- ②国が定める「ユニバーサルデザイン2020行動計画（平成29年2月）」に基づき実施

#### (9) 脱炭素化の推進方針

- ①2050年カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素化を推進
- ②釜石市環境基本計画、釜石市地球温暖化対策実行計画に基づき実施
- ③施設の改修及び更新時には太陽光発電設備の導入や省エネルギー対策等を検討

## (1) 点検・診断等に関する実施方針

### 1) 現状と課題

- ・日常点検等は、点検マニュアルなどが特になく、担当者（市職員）の目視による簡易な点検が多くなっています。
- ・点検は、担当者（市職員）または指定管理者が行っており、専門的な知見に基づく点検は難しい状況にあります。
- ・指定管理者に点検方法を委ねており、必要に応じて報告を受け、定期的な報告は行っていない状況にあります。
- ・点検を実施していても紙媒体で保管しており、情報が必要なときにすぐに引き出せない状況にあります。

### 2) 実施方針

点検マニュアル・チェックリストの作成を行い、確実に日常点検、定期点検等を実施し、記録を電子データとして保存・整理し、修繕を行う際の評価ができるようにしていきます。

#### ① 点検マニュアル・チェックリストの作成と日常点検、定期点検等の実施

- 釜石市の公共施設等の管理水準に応じた、点検マニュアルおよびチェックリストを作成し、これに基づいて、担当者（施設管理者、指定管理者）が当該施設に必要な点検内容について理解し点検を行います。（図表 25、26 を参照）
- 日常点検、定期点検、臨時点検は、施設分類や求められる管理水準に応じて実施し、点検の履歴を記録し、老朽化対策等に活かしていきます。
- 建築系公共施設の共通の点検マニュアルおよびチェックリストは、市有財産管理担当と担当部署が共同して作成することを検討します。なお、インフラ系公共施設（道路、橋りょう、下水道、上水道等）については、各部署での点検を基本とします。
- 指定管理者や地域団体等による点検においても、共通の点検マニュアルなどに基づくものとし、点検結果の報告を義務づけます。

## ② 劣化状況の診断・評価の実施と診断・評価データの蓄積

- 今後実施する日常点検、定期点検等の点検結果は、電子データ化（PDF化等）を行い、必要に応じて活用できるようにします。
- 日常点検、定期点検で修繕・更新の判断が難しい施設については、必要性に応じて専門業者へ劣化度診断などを依頼し、的確な修繕・更新の判断材料を集積させます。
- 蓄積したデータを活用して、総合管理計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に活かしていきます。

### 【参考】基本的な方針を具現化するための取組例

#### <管理体制に関する検討>

点検とともに、重要となるのは日常的な公共施設等の管理です。

職員のマンパワー不足、特に技術系職員の不足から、全ての施設に同一の基準で管理を行うことは難しい現状の中で、施設の重要度に応じた管理水準の区分を行い、持続可能な管理体制を構築することが必要になります。

図表25. 管理水準（例）

**重点管理：予防保全の考えに基づき管理**  
**通常管理：一部予防保全と事後保全で対応**  
**簡易管理：不具合が生じた場合、事後保全で対応**

図表26. 施設の管理水準の考え方（例）

| 項目          | 重点管理   | 通常管理   | 簡易管理  |
|-------------|--|--|---|
| 施設分類の考え方    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化を行う施設</li> <li>・予防保全を行う施設</li> <li>・施設規模が大きい施設</li> <li>・利用者数が多い施設</li> <li>・統廃合の方針により将来、存続させる予定の施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・築年数の新しい施設</li> <li>・施設規模が小さくても、統廃合の方針により将来、存続させる予定の施設</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化が著しくなった時点で除却する予定の施設</li> <li>・施設規模が小さい施設</li> <li>・利用者数が少ない施設</li> </ul> |
| チェックリストの考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細チェックリスト</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通常チェックリスト</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易チェックリスト</li> </ul>  |
| データ管理の考え方   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマットに沿った電子データ化</li> <li>・個別情報の電子データ化</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーマットに沿った電子データ化</li> </ul>                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・紙媒体で保管</li> </ul>   |

## (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

### 1) 現状と課題

- ・施設の維持管理に関する予算が十分に確保できず、予防保全よりも、破損した施設の修繕を優先せざるを得ない状況にあります。
- ・管理を外部に委託している場合は日常的な維持管理に留まり、長寿命化の視点での維持管理等が実施し難い状況になっています。
- ・修繕等の更新履歴は、建物別には十分に整理されておらず、また、整理がなされていても紙媒体で管理しているため、5～10年などの保管期限が過ぎると廃棄される状況となっています。

### 2) 実施方針

必要な時期に必要な管理を行うため、維持管理・修繕・更新を予防保全型の維持管理を取り入れて、今後の修繕計画へ活用しながら取り組んでいきます。

#### ① 維持管理・修繕・更新のマネジメントサイクルの確立(予防保全型の維持管理)

- 点検・診断により得られた劣化状況や修繕履歴等を活用し、施設の重要度に応じた管理水準や診断結果の優先度を評価し、予防保全型維持管理として適切な維持管理・修繕・更新等を繰り返すマネジメントサイクルの確立を目指します。
- 更新については、統合や廃止の推進方針との整合性を図りながら検討します。

#### ② 予算確保にあたっての施設データの利活用(今後の修繕計画への活用)

- 維持管理・修繕・更新等の履歴を点検・診断のデータと連携させながら、情報の集積を図り、今後の修繕に役立てていきます。
- 予算編成の判断資料として活用できるように、客観的データの蓄積を検討します。
- 壊れて使用不能になってから修繕するのではなく、日常の維持管理や軽微な修繕で済む段階での予算措置のあり方について検討し、修繕・更新にかかる費用の平準化を目指します。

### (3) 安全確保の実施方針

#### 1) 現状と課題

- ・施設内で危険性のある箇所は利用制限等の必要な安全対策を行い利用制限し、必要な安全対策の完了後、利用制限を解除しています。
- ・施設に不具合が発見されても予算確保に時間が掛かり、利用制限解除が長引く傾向があります。

#### 2) 実施方針

施設管理上の危険が認められた場合の安全性確保と、不測の事態に備えた予算措置に努めます。

##### ① 施設管理上の危険が認められた場合の安全性の確保

- 施設管理者の日常点検や施設利用者からの情報提供等により、危険性のある施設や設備を確実に発見します。
- 点検・診断等により高度の危険性（一般利用者における人的被害の発生等の危険性）が認められた公共施設等は、使用制限や通行制限、解体撤去、代替施設の確保、緊急修繕・更新等のソフト・ハードの両面から適切な措置を検討し、速やかに実施することで安全を確保します。
- 老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、安全確保の観点から、早期の供用廃止や除却を行っていきます。

##### ② 不測の事態に備えた予算措置

- 不測の事態に備えて、施設の重要度に応じたすみやかな修繕が可能な予算措置を検討します。
- 予防保全的な管理を行うことで、不測の事態が発生するリスクを最小限にとどめ、突発的な支出が発生しないよう努めます。



## (4) 耐震化の実施方針

### 1) 現状と課題

- ・旧耐震基準が適用されていた1981(昭和56)年度以前に整備された施設は、79,332㎡(24.7%)となっています。
- ・耐震改修促進法において耐震診断及び耐震改修の義務がある「多数のものが利用する建築物」に該当する大規模な施設は、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判定された施設は29,207㎡ありますが、このうち、耐震改修が未実施の建物は8,455㎡あり、建築系公共施設全体の2.6%となっています。
- ・耐震改修が未実施の施設を耐震改修するための十分な予算措置ができていない状況となっています。
- ・なお、耐震改修が未実施のものとして市民文化系施設などがあります。
- ・また、耐震改修促進法において、今後、耐震診断および耐震改修の実施に努めなければいけないとされる上記以外の小規模な施設は20,521㎡あり、建築系公共施設全体の6.4%となっています。
- ・今後、耐震診断および耐震改修に努力していくものとして、市民文化系施設や公営住宅などがあります。

### 2) 実施方針

施設重要度に応じた建築系公共施設の耐震化とともに、インフラ系公共施設の耐震化を推進します。

#### ① 施設重要度に応じた建築系公共施設の耐震化

- 防災拠点の位置づけ(拠点避難所、福祉避難所等)や多数の市民の利用がある施設かどうかなどの視点から、建築系公共施設の重要度を検討しながら、耐震性の確保を行います。
- 災害応急活動に必要な施設や多数の者が利用する施設等、特に耐震安全性の確保が必要な施設を整備(更新)する際には、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(国土交通省)」等を参考に、十分な耐震性能の確保を目指します。
- 建築系公共施設の耐震化に関する情報を庁内で共有するとともに、施設の重要度に応じて耐震改修の予算措置について検討します。

#### ② インフラ系公共施設の耐震化

- 道路や橋りょう等は、地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、防災関連の計画等に基づいて、優先的な耐震化やその他必要な対策を推進します。
- なお、インフラ系公共施設の具体的な方針は、個別計画に定めるものとします。

## (5) 長寿命化の実施方針

### 1) 現状と課題

- ・ 公営住宅は「釜石市公営住宅等長寿命化計画」、学校施設は「釜石市学校施設長寿命化計画」、その他の公共施設等については、「釜石市建築系公共施設等個別施設管理計画」等を策定しています。
- ・ 修繕に関する予算確保が厳しい状況にあることから、長寿命化に関する視点での取組が行いにくい環境となっています。

### 2) 実施方針

予防保全型の修繕のあり方の転換を行い、施設の維持づけに応じた段階的な長寿命化計画の策定を行います。

#### ① 「事後保全」から「予防保全」への修繕のあり方の転換

- 公共施設等の長寿命化を達成するためには、予防保全の考え方に基づいた維持管理を行う必要があります。そのため、現在の事後保全的な維持管理から、予防保全に基づいた管理への移行を進めます。

#### ② 施設の位置づけに応じた段階的な長寿命化計画の策定

- 施設の位置づけ、施設の重要性に応じた管理水準、および、施設の点検、診断、修繕履歴などのデータを総合的に活用しながら、施設の長寿命化の必要性等について検討できる仕組みを構築します。
- なお、すでに長寿命化計画を策定済みの分野については、計画の改訂時に釜石市公共施設等総合管理計画の考え方を反映するとともに、必要に応じて個別施設管理計画を更新します。

## (6) 統合や廃止の実施方針

### 1) 現状と課題

- ・現在は十分な利用がされている建築系公共施設であっても、将来的な人口減少や利用者ニーズの変化により、利用者数が減少し、利用者数に対する維持管理費の増大が懸念されます。
- ・施設によっては、利用者ニーズの変化により、整備当初とは異なる用途で利用されている施設が存在しています。また、本来の設置目的が集会所ではないものの、集会所と同じように利用している集会施設が多く存在しています。

### 2) 実施方針

建築系公共施設の利用頻度、施設の位置づけに着目した統廃合の検討を進めるとともに、インフラ系公共施設は保有量の維持に努めます。

#### ① 建築系公共施設の利用頻度、施設の位置づけに着目した検討

- 建築系公共施設が提供するサービスのあり方と、都市計画マスタープランの将来都市構造で示されている拠点形成に着目して、さまざまな視点から分析して客観的な建築系公共施設の統合や廃止を検討します。
- 釜石市が提供しているサービスを検証し、需要と供給を一致させるため、建築系公共施設の需要（利用）・品質（劣化）・財務（収支）の視点による多面的評価と複合利用や民間施設の利用・合築などの視点も入れて、建築系公共施設の用途変更や廃止、管理水準の見直し、集落（地区）間の相互利用等について検討します。
- 少子高齢化や人口減少などの人口動態の変化や持続可能なコミュニティ形成の視点を踏まえながら、集落（地区）単位、学校単位、地域単位などの多階層の区分で施設の連携について検討するとともに、サービスの利用圏域や交通アクセス、関連施設等との位置関係を検証し、最適な配置を検討します。また、将来の人口減少を見据えて、施設ごと（公営住宅、学校、集会施設、消防施設等）で適宜、適正規模について検討します。
- 「民間や地域でできることは、民間や地域で」の考えに基づき、釜石市が提供すべきサービスを検証します。
- 老朽化等により供用廃止され、かつ今後とも利用見込みのない公共施設等については、早期の供用廃止や除却を行うとともに、施設用地の売却、民間への貸付による財源確保に努めていきます。

#### ② インフラ系公共施設の維持

- インフラ系公共施設については、都市計画との整合を図りながら、将来コストを見据えた保有量を見据えて中長期的な視点で検討を行います。
- 道路、橋りょうは、保有量の維持に努めます。
- 上水道、下水道は、経営戦略に基づき効率化を図ります。
- 公園は、市民ニーズの変化や、建築系公共施設の統廃合の方針に応じて適正な規模・配置について検討します。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### 1) 現状と課題

- ・各担当部署では、保守点検、維持管理等の専門家が必要であるとの要望が強く、現状は、専門の技師がいる部署（都市計画課等）へ相談している状況であり、土木、建築、設備とそれぞれについて専門知識を持つ技師の必要性が高まっています。
- ・点検結果に関する情報は、各施設単位、各点検者単位などで保管されており、修繕履歴は、年度報告書等で管理していますが、紙媒体が多く、保管期限が切れると廃棄される状況となっています。
- ・情報が散在していることとあわせて、担当部署での引継体制が確立しているとは言い難い状況にあります。

### 2) 体制構築の方針

市職員の研修による人材育成と公共施設等の適正管理に向けた庁内組織体制の構築を行うとともに、民間活力の導入や市民協働を推進します。また、自治体間連携のあり方検討を行います。

#### ① 市職員の研修による人材育成

- 全職員を対象とした施設管理等に関する定期的な研修会や担当職員の技術研修等を実施していきます。
- 市職員の研修参加などを通じた知識習得や意識改革により、適切な管理を行える人材育成を行います。

#### ② 適正管理に向けた庁内組織体制

- 公共施設等マネジメントにかかる意思決定のため、全庁的な取組体制（組織形態）や効率的・効果的な推進のための市有財産管理担当を配置します。
- 蓄積した公共施設等に関するデータを活用しながらの客観データに基づく維持管理・修繕の予算措置の優先順位や、統廃合の判断を行う会議のあり方について検討します。

#### ③ 民間活力の導入と市民協働の推進

- 民間事業者の資金や経営能力および技術的能力を活かして、管理体制の効率化・高度化を図るため、PFI や指定管理者制度等の事業手法の導入や事業特性に応じた入札契約方式の選択・運用（包括契約、長期契約等）を推進します。
- 指定管理者制度については、より効率的、効果的な運営ができるよう活用していきます。
- 市民からの意見や情報を収集・反映する仕組みづくりを推進します。
- 公共施設等の維持管理を市民協働で行う仕組みづくりについて、調査・検討します。

#### ④ 自治体間連携のあり方検討

- 近隣自治体や県との連携により、引き続き効率的な管理を推進するとともに、広域化や管理代行、事務の共同処理、業務の共同発注、国や県から市への技術職の派遣等、新たな連携方策を検討します。

## **(8) ユニバーサルデザイン化の推進方針**

### **1) 現状と課題**

- ・市が所有、又は管理する公共施設では、施設の利用者や行政ニーズが多様化している中、バリアフリー基準に適合していないなど利用者の快適性や利便性向上の必要性が高まっています。
- ・また、平成 29 年 2 月には国が定める「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」により、全ての人が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方が示されています。

### **2) 実施方針**

障がい者や高齢者、妊婦・子供連れ、外国人等を含めた全ての人にとってやさしく暮らしやすいまちづくりを目指し、施設の改修及び更新等に当たっては、ユニバーサルデザイン化を推進します。

## **(9) 脱炭素化の推進方針**

### **1) 現状と課題**

- ・我が国では、2050 年カーボンニュートラルの実現とともに、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46 削減する目標の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入など脱炭素化への様々な取組が求められています。
- ・当市においても、世界や国、岩手県の目標達成に資する地球温暖化対策が求められており、これまでの取組をさらに強化していく必要があります。また、今後さらに深刻化が懸念される気候変動による影響への備えに対しても、対策を進めていくことが必要とされています。
- ・当市では、令和 3 年 10 月に「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」ことを表明し、令和 5 年 10 月に「第二次釜石市環境基本計画」に合わせて「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しています。

### **2) 実施方針**

公共施設の更新・改修の際には、太陽光発電システムの導入や建築物の Z E B (Net Zero Energy Building) の実現に向けた省エネルギー改修の実施、LED照明の導入など、施設の脱炭素化を推進します。

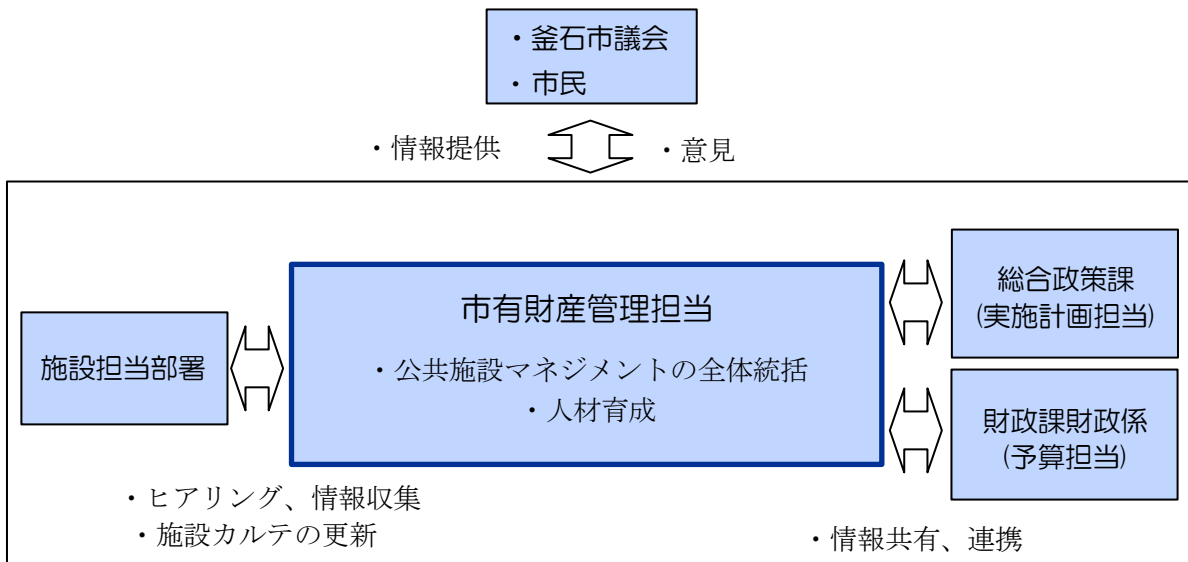
### 3. 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

#### (1) 全庁的な取組体制

##### 1) 取組体制の構築

- 現在の庁内体制は、個々の担当部署等が建築系公共施設およびインフラ系公共施設を点検、修繕、維持管理しており、技術職員が不在の部署では専門性が不足し、また、長期的な視点での財政措置が不足した結果、非効率な運営状況となっています。
- 公共施設等に関する事務は、釜石市の複数の部署が関わっており、公共施設等の「設置・運営する部署」、「設計・建設する部署」、「予算を配分する部署」が各々の立場で関わっています。
- 関係する部署間で、情報共有や管理計画の調整、進捗管理や施設の維持管理に関する横断的事項に関する意思決定等を円滑に行うことができるように、公共施設等の維持管理を組織横断的に行うため市有財産管理担当を配置し、各公共施設等を効率的に維持管理するためのマネジメントの推進体制を整備します。
- さらに、全庁的な取組みとして、高度な技術的判断が的確に行える経験者の活用や技術的ノウハウの蓄積・継承に向け、適切な人材育成・配置の仕組みづくりを行います。
- 複合施設として同じ建物を利用する部署間の情報共有を図ります。
- 整備の経緯、修繕箇所の履歴、地元要望の履歴等については、担当者変更時の引継ぎを徹底します。

図表27. 公共施設等マネジメント推進体制



## 2) 予算要求時の技術的視点の導入

- 公共施設等の老朽化とともに維持管理に係るコストは年々増加していくことが予測されるなかで、厳しい財政状況では、維持管理費が抑制され、施設の機能維持のために必要な予算の確保がより困難になっています。このため、公共施設等の維持管理に関する限られた予算は、施設の予防保全の観点と施設の重要度に応じて効率的に分配します。
- そこで、予算要求に先立って、各施設の修繕等の優先順位付けを行う仕組みづくりを検討します。

## (2) データの収集・管理・活用

### 1) 情報管理・共有

#### ① 公共施設等の維持管理・更新に関する情報の管理

- 公共施設等の基礎データとして、固定資産台帳、施設カルテおよび保守点検・修繕履歴のデータを活用します。
- 公共施設等の点検・診断、維持管理・更新等のサイクルを通じて、データを収集・蓄積し、公共施設等に関する情報の一元化を推進します。
- 情報の一元化にあたって、施設の重要度に応じたデータ収集のルールを設定します。
- 修繕等の履歴は、建物別に整理されておらず、また、紙媒体での保管となっており、保管期限が過ぎると廃棄されてしまうため、修繕履歴を電子データ（PDF 等）として保存します。

#### ② わかりやすいデータの公開

- 公共施設等の稼働状況や管理運営にかかっている費用などの情報を市民にわかりやすく提供し、多くの市民に理解や協力を得られるよう努めます。

## 2) 施設情報の整理に関する方策

### ① 固定資産台帳の有効活用

○地方公会計（固定資産台帳）と財産台帳のデータの整合を図り、予算執行（財務会計）データとともに保有する資産量や減価償却費等を把握し、適切な保有量の検討や施設の維持管理、統廃合・再編など幅広い視点からコスト削減に活用します。また、適正な固定資産台帳の整備・運用を図ることにより、中長期的な財政計画や各種施設計画の立案や見直しに活用します。

### ② 施設カルテと保守点検・更新履歴データの整備

○公共施設再編を実行する際には、多くの市民の納得が得られるよう、各公共施設に関する客観的なデータが必要です。

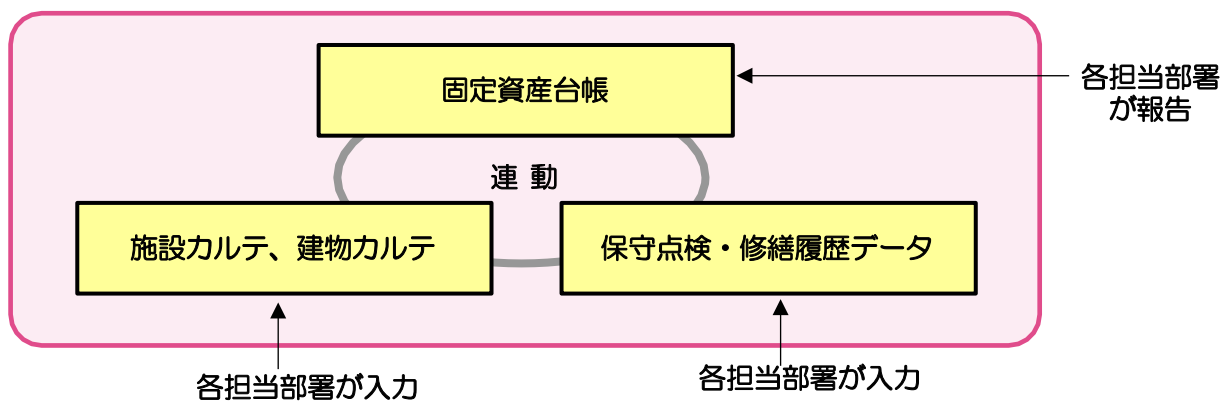
○そのため、稼働状況や管理運営費用、建物の状態など、施設の費用対効果を示す客観的なデータとなる施設カルテを整備・運用します。

○施設カルテについては、固定資産台帳と連動させながら更新する仕組みづくりを進めます。

○上記データと連動させて、資産情報、コスト情報、保守点検、修繕図面などの公共施設の情報を一元管理できるシステムの構築を検討します。

○データの入力には各担当課、全体の統括を市有財産管理担当が担当します。

図表28. 施設データ活用イメージ





## 5章. 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設等の管理に関する基本方針、および取組方針を基本とし、施設分類ごとに特筆すべき事項として、管理に関する基本的な方針を以下に示します。

### 施設分類ごとの管理に関する基本的な方針

1. 学校教育系施設の管理に関する考え方

2. 市民文化系施設の管理に関する考え方

3. 社会教育系施設の管理に関する考え方

4. スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する考え方

5. 産業系施設の管理に関する考え方

6. 子育て支援施設の管理に関する考え方

7. 保健・福祉施設の管理に関する考え方

8. 行政系施設の管理に関する考え方

9. 公営住宅の管理に関する考え方

10. 公園（管理棟）の管理に関する考え方

11. 供給処理施設（斎場・焼却場）の管理に関する考え方

12. その他建築系公共施設の管理に関する考え方

13. インフラ系公共施設の管理に関する考え方

- (1) 道路の管理に関する考え方
- (2) 橋りょうの管理に関する考え方
- (3) 上水道の管理に関する考え方
- (4) 下水道の管理に関する考え方
- (5) 公園・緑地の管理に関する考え方

# 1. 学校教育系施設

---

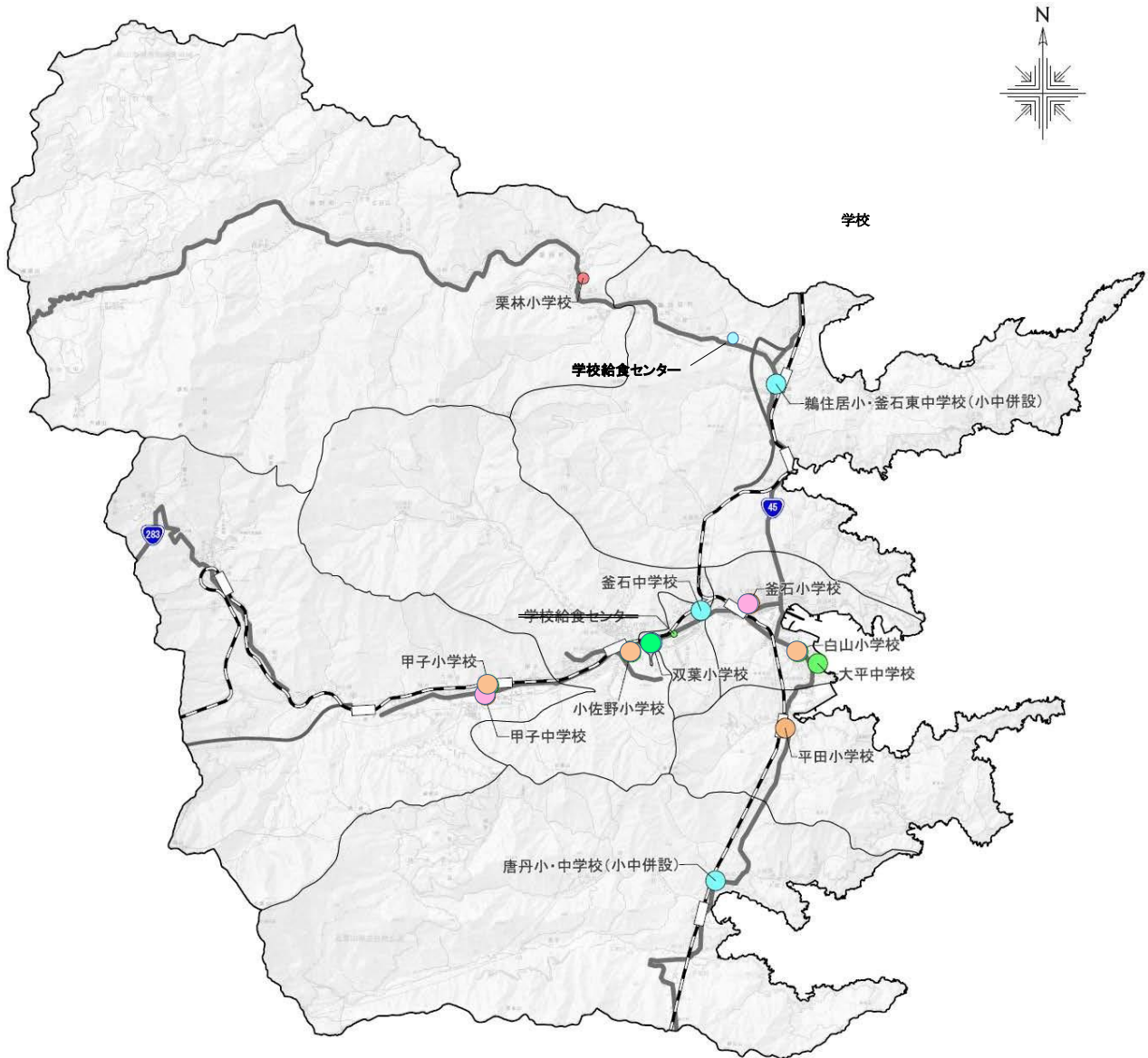
## 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・学校は、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的としており、小学校が7校、中学校が3校、小中併設校が2校あります。
- ・築30年以上経過している施設は7施設あり、釜石小学校、白山小学校、平田小学校、小佐野小学校、甲子小学校、栗林小学校、甲子中学校です。このうち釜石小学校は築40年以上、栗林小学校は築50年以上経過しています。
- ・学校敷地内に子育て支援施設である学童育成クラブなどが設置されるほか、体育館は地域の運動施設として利用されています。
- ・当市においても少子高齢化により児童・生徒数の減少が進んでいることから、学校規模の適正化・統廃合等の検討が必要となっています。

## 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・「釜石市学校施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の対応により長寿命化を図ります。
- ・将来的な児童や生徒の減少を考慮し、さらなる学校の統廃合による再編を行い、学校規模の適正化・適正配置などによる教育環境の整備に努めます。
- ・余裕教室が生じた場合は、災害時の避難所利用のほか学童育成クラブなど複合利用を検討します。
- ・旧学校給食センターと仮設調理場を統合するとともに、必要な食数に基づく適正規模を検討し、新たな学校給食センターを2019（令和元）年度に整備しました。

图表29. 学校教育系施設配置図



学校教育系施設

子校教育施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |

|              |   |
|--------------|---|
| 面積・築年数<br>不明 | ○ |
|--------------|---|



## 2. 市民文化系施設

---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 公民館は、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置しており、16 施設あります。このうち、公民館設置条例で設置されているものが 14 施設あり、このほか公民館類似施設として設置されているものが 2 施設（海の芸能伝承館、五葉山麓郷土芸能伝承館）あります。
- ・ 築 30 年以上経過している施設は 10 施設あります。このうち栗橋公民館横内分館、栗橋公民館中村分館、鶴住居公民館川目分館、小佐野公民館向定内分館は築 50 年以上を経過しています。
- ・ その他集会施設は、地域における自治活動を推進するために町内会や集落ごとに配置されており、52 施設あります。このうち、集会所設置条例で定められた施設が 31 施設あり、集会施設機能を有する施設が 23 施設あります。
- ・ 築 30 年以上を経過している施設は 31 施設あります。このうち上栗林地区集会所等 11 施設が築 40 年以上経過しています。
- ・ 文化施設は、市民や来訪者が気軽に訪れることができ、釜石に関する情報を集約・発信するとともに、市民文化の発展を支え、賑わい創出を図るとともに、多様な市民文化に高度に対応しながらまちづくりに寄与することを目的に設置しており、2 施設あります。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・ その他集会施設は、将来更新が必要な際に、集落の人口や利用状況、住民意向を踏まえて、未利用施設の活用や他の施設との複合化等を検討します。
- ・ 単独のその他集会施設で、老朽化した施設、利用が少ない施設、近隣に他のコミュニティセンターがあり、機能を補完できる施設は、廃止の方向で検討します。
- ・ 小佐野コミュニティ会館、甲子公民館、釜石公民館などの市民文化活動が盛んな施設については、釜石市民ホールとの連携や棲み分けを検討します。
- ・ 働く婦人の家については、利用者ニーズに適合するよう、施設のあり方を検討します。
- ・ その他集会施設のうち、集会所設置条例で定められている集会所は、今後は市民協働の視点から、地域団体に委譲できる仕組みを検討します。また、廃止しようとする施設についても、地域への移譲を検討します。



市民文化系施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



### 3. 社会教育系施設

---

#### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・図書館は、市民の教養・文化の向上に寄与することを目的として設置しています。新耐震基準施行後の 1983（昭和 58）年度に整備され、築 41 年を経過しています。
- ・資料館は、郷土の歴史、民俗等に関する資料の収集、保存及び展示を行い、市民の文化の向上や、地域に古くから伝わる民芸品や技能を伝承するとともに、地域間の交流機会の増大を図ることを目的に設置しており、2 施設あります。
- ・郷土資料館は新耐震基準施行後の 1989（平成元）年度に整備され、築 35 年を経過しています。
- ・東日本大震災の出来事や教訓とすべきことを伝えるとともに、災害から未来の命を守るための防災学習を推進する施設として、いのちをつなぐ未来館が 2019（令和元）年度に整備されています。

#### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・図書館、郷土資料館等は、適切な維持管理と予防保全による長寿命化を図り、将来更新が必要な際に、複合化の可能性や適正規模を検討します。



社会教育系施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 4. スポーツ・レクリエーション系施設

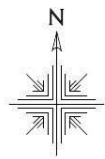
### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・スポーツ施設は、市民の心身の健全な発達と体力の向上、健康増進、スポーツ振興を図ることを目的としており、9施設あります。
- ・築30年以上経過している施設は2施設あります。このうち、中妻体育館は、旧耐震基準である1979（昭和54）年度に整備され、築45年を経過していますが、耐震改修と大規模改修が実施済みとなっています。
- ・市営プールは、旧耐震基準である1970（昭和45）年度に整備され、築54年を経過していますが、東日本大震災による地盤沈下により施設が損傷しており、修繕が必要となっています。
- ・レクリエーション・観光施設は、主に地域振興や近代製鉄発祥の地としての歴史の伝承を目的としており、10施設あります。
- ・釜石物産センター、鵜の郷交流館、魚河岸にぎわい館、根浜海岸観光施設、箱崎白浜民泊施設、どんぐり広場産地直売施設は、広く人々の交流および交歓により地域の活性化、都市の拠点形成、物産の普及および観光の拠点形成を図ることを目的として設置しています。
- ・道の駅「釜石仙人峠」は、道路利用者に安全で快適な道路交通環境を提供し、利便性を向上すること及び地域の振興に寄与することを目的として設置しています。
- ・鉄の歴史館は、鉄の総合的な資料の収集、展示を目的として設置しています。新耐震基準施行後の1985（昭和60）年度に整備され、築39年を経過しています。
- ・橋野鉄鉱山インフォメーションセンターは、近代製鉄初期の様相を伝える橋野鉄鉱山の遺産価値を伝えるとともに、来訪者の便益の向上を図ることを目的として設置しています。
- ・旧釜石鉱山事務所は、旧耐震基準である1951（昭和26）年度に整備され、築73年を経過していますが、2015年（平成27）年度に耐震改修と大規模改修を行っています。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・市営プールの地盤沈下による施設の損傷への対応を検討します。
- ・釜石物産センターの長寿命化を検討します。
- ・体育施設の使い分けや統廃合を検討します。
- ・既設の学校体育館やプールを一般市民に開放するなど視野に入れて体育施設の総合的な利活用について検討します。
- ・鵜住居復興スタジアム及び市民体育館を活用して、鵜住居地区のスポーツ拠点の形成を推進します。
- ・レクリエーション・観光施設は、民間活用（効果的・効率的な施設運営）を検討し、釜石物産センターでは、新しいテナントを入れながら、指定管理制度の導入等を検討します。
- ・鉄の歴史館は、釜石市の主要な観光施設として整備していく方向を検討するとともに、学芸員等のスタッフの強化や指定管理制度を含めた業務委託を検討します。





スポーツ・レクリエーション系施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 5. 産業系施設

---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・産業系施設は、各種産業の振興や企業誘致等を目的としており、4施設あります。
- ・釜石高等職業訓練施設は、職業の安定と労働者の地位向上により、地域経済および社会の発展に寄与することを目的として設置しています。
- ・企業誘致用施設は、企業誘致に資することを目的として設置しています。新耐震基準施行後の1984（昭和59）年度に整備され、築40年が経過しています。
- ・栗橋地区国営等草地開発看視舎は、畜産振興に寄与することを目的として設置しています。旧耐震基準である1973（昭和48）年度に整備され、築51年が経過しています。
- ・震災で被災した魚市場が、2017（平成29）年度に新たな施設として整備されています。

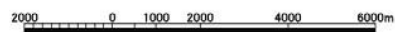
### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・産業系施設は、各種産業の振興や企業誘致等を目的としており、適切な維持管理と管理費用の低減に努め、長寿命化を目指します。
- ・企業誘致施設は、必要に応じて誘致企業への払い下げも検討します。



産業系施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 6. 子育て支援施設

---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・認定こども園及び保育所は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育を行い、子どもが健やかに育成される環境の整備に資することを目的としており、保育施設が2施設、認定こども園施設が3施設あります。私立とあわせて、地域の需要を満たしている状況にあります。
- ・幼稚園は、小学校就学前の幼児に対して、幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎の育成を行うことを目的としており、1施設あります。
- ・児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的としており、4施設あります。
- ・学童育成クラブは、学校の授業終了後など、昼間保護者のいない家庭の小学生を対象に、学習や遊びを通じた健全育成指導を行うことを目的としており、6施設あります。

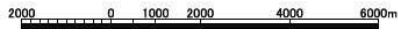
### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・児童館や学童育成クラブは、適切な維持管理により長寿命化を図りながら、地域の状況に応じて統廃合及び改築を検討します。



子育て支援施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 7. 保健・福祉施設

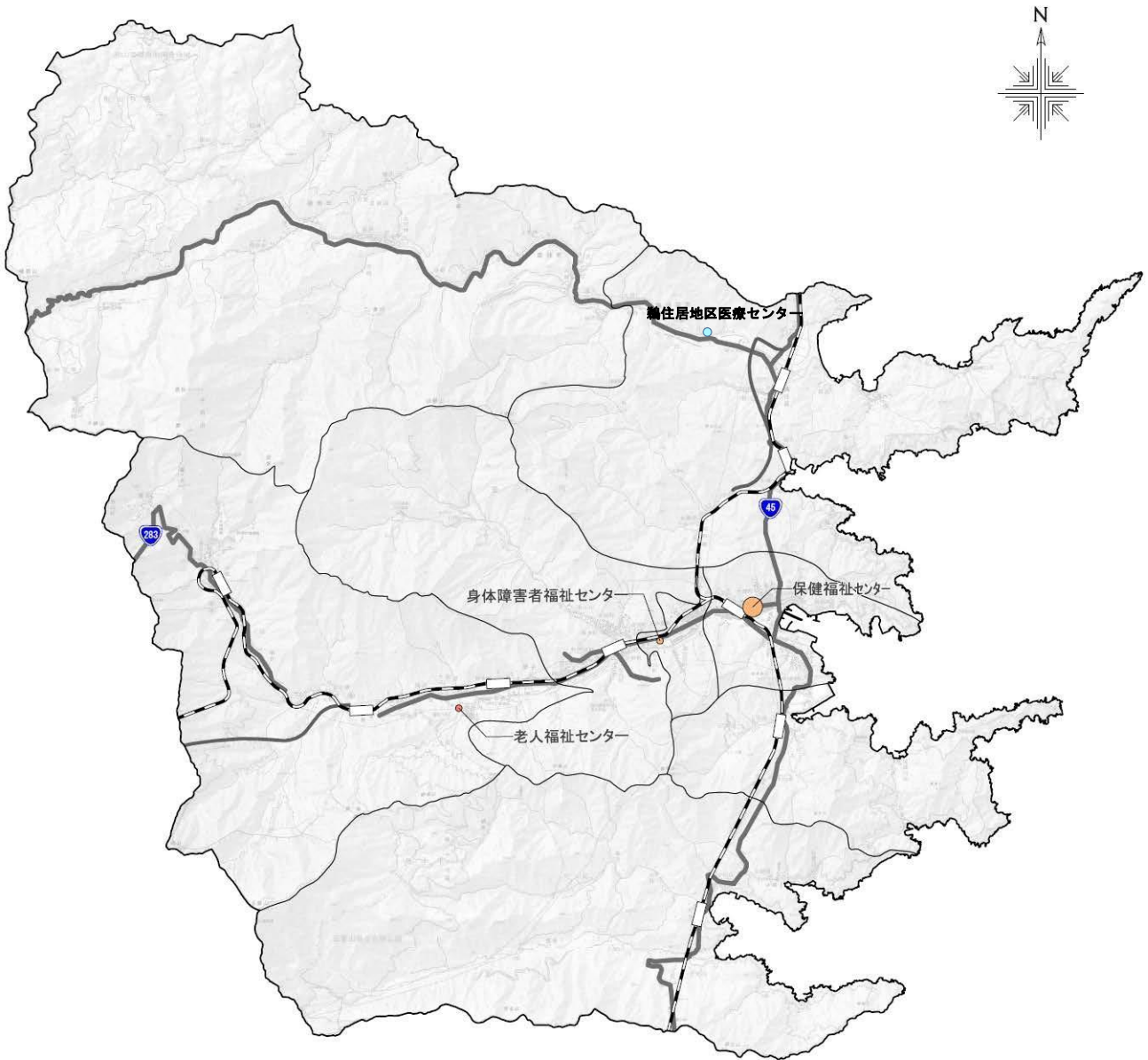
---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・高齢者福祉施設・障害者福祉施設は、健康や福祉の増進を目的として、それぞれ1施設ずつあります。
- ・老人福祉センターは、老人に対して各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置しています。
- ・旧耐震基準である1971（昭和46）年度に整備され、築53年が経過しています。
- ・身体障害者福祉センターは、身体障がい者福祉の増進を図ることを目的として設置しています。
- ・新耐震基準施行後の1982（昭和57）年度に整備され、築42年が経過しています。
- ・身体障害者福祉センターの老朽化が進んでおり、恒常的に修繕を行っている状況にあります。
  
- ・保健福祉センターは、健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、保健、医療、福祉、生涯学習の活動拠点として2007（平成19）年度から開設された施設です。
- ・この施設は、旧耐震基準である1980（昭和55）年度に釜石市民病院として整備され、築44年が経過していますが、2014（平成26）年度に耐震改修を実施済みです。
- ・保健福祉センターの施設全般において、老朽化が進んでおり、施設を維持していくための修繕費が恒常的に発生している状況にあります。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・保健福祉センターは、新庁舎の建設に合わせて、将来的な施設のあり方を検討していきます。また、同施設は、築44年経過していることから施設全般の老朽化が進んでいるため、各設備の定期的な診断、対策を検討します。
- ・身体障がい者福祉センターは、2024（令和6）年度から民間事業者に施設を無償譲渡し、事業の運営を移管したほか、各福祉センターの運営等には、引き続き民間活力の導入を検討します。
- ・鶴住居地区医療センターは、新たな活用方法について検討します。



保健・福祉施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 8. 行政系施設

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・庁舎は、釜石市の事務または事業の用に供することを目的としており、第一、第二、第三、第四、第五庁舎と教育センターの計6施設あります。また、保健福祉センター、市民交流センター及び物産センターでも、保健福祉系・文化スポーツ系の部署がそれぞれ業務を行っています。
- ・教育センターは、地域振興と施設の有効活用のため、令和5年度から学校法人に貸付しています。
- ・生活応援センター（出張所）は、保健師などの職員を配置し、保健・医療・福祉・生涯学習（公民館）の業務や住民票の発行などの行政窓口を一体化した総合的なサービスを行うことを目的としており、8施設あります。
- ・庁舎、生活応援センター（出張所）のうち、築30年以上を経過している施設は、第一～五庁舎、甲子地区生活応援センター、小佐野地区生活応援センターの7施設であり、すべて、旧耐震基準で整備された施設です。第一、第五庁舎は築60年以上を経過しており、第二、第三庁舎は築50年以上を経過しています。
- ・旧耐震基準で整備された施設のうち、耐震診断が実施された施設は第一庁舎、小佐野地区生活応援センターで、耐震改修はどちらも未実施の状況にあります。
- ・消防施設は、コミュニティ消防センターと屯所があり、コミュニティ消防センターは、市民の自主的な消防防災活動および交流の場に供し、もって消防防災組織の充実を図るとともに健康で文化的な近隣社会の形成に寄与することを目的としており、9施設あります。屯所は消防団の車庫および詰所等として、32施設あります。
- ・築30年以上を経過している施設は、第1分団第2部消防屯所、第7分団第2部消防屯所、第7分団第3部消防屯所など6施設です。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

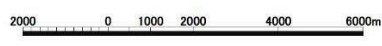
- ・第一、第二、第三、第四、第五庁舎、物産センター、市民交流センター及び保健福祉センターに分散する各部署を新庁舎に統合・新設します。
- ・新庁舎の維持管理には長寿命化の視点を導入します。
- ・新庁舎の整備に伴い、既存施設に余剰スペースができた場合は、建屋解体を含め利活用を検討します。
- ・新庁舎は、全庁的な取り組みのモデルケースとして計画的かつ体系的な管理を行います。
- ・集会施設を併設するコミュニティ消防センター等は、生活環境課と消防課の役割分担により管理します。





行政施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 9. 公営住宅

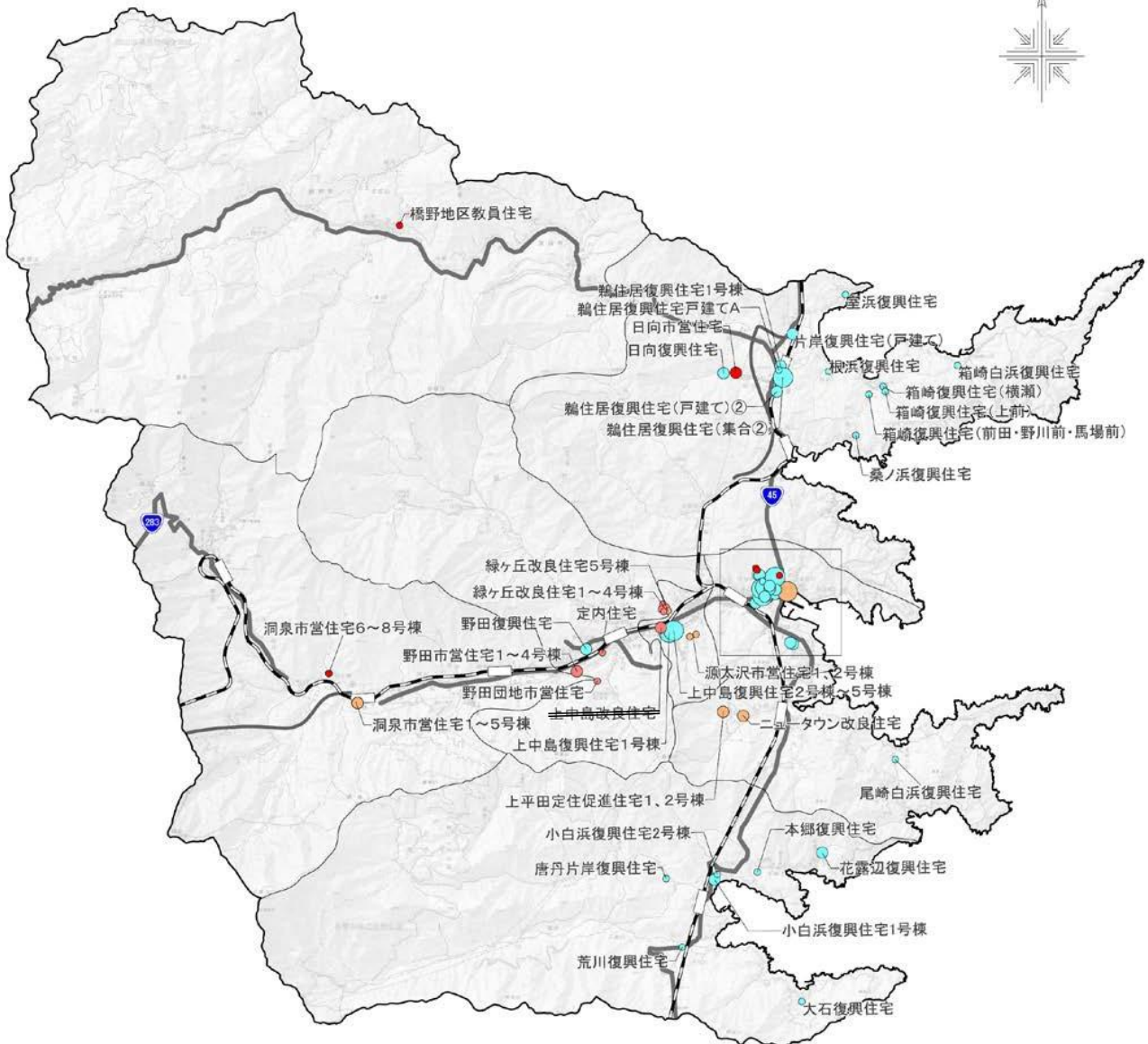
---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・公営住宅は、文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としており、69 施設あります。（※団地や戸建て住宅は1施設として計上）
- ・市営釜石ビルは、商工業の振興と住宅の供給を図り、もって市勢の発展に資することを目的として設置しています。
- ・築 40 年以上経過している施設は 26 棟あります。
- ・旧耐震基準で整備された 20 棟のうち、耐震診断が実施された施設は 13 棟あります。
  
- ・その他の職員用アパート等は、釜石市の職員および市立の小学校、中学校に勤務する教職員の使用に供する住宅として5施設あり、このうち3施設は使用していない状況にあります。
- ・5施設すべてが築 40 年以上を経過しており、このうち天神町職員アパート、橋野地区教員住宅、大只越職員アパート、大只越課長アパートの4施設が築 50 年以上を経過しています。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・公営住宅は、「釜石市公営住宅等長寿命化計画」に基づき管理を実施していきます。
- ・洞泉公営住宅、緑ヶ丘公営住宅など老朽化している公営住宅は随時廃止の方向で検討します。
- ・その他公営住宅である天神町職員アパートは、用途廃止を予定しているため、簡易的な維持管理とします。
- ・将来、空き室の増加が懸念される公営住宅では、住み替えや施設の有効活用、経費削減等を図るための計画を作成し、公営住宅のストックマネジメントを実践します。
- ・復興公営住宅の整備が完了したことから、復興公営住宅への一般入居者の受付を行い、老朽化している公営住宅から復興公営住宅への住み替えを推進することで統廃合を進めます。
- ・公営住宅及びその他公営住宅の維持管理は、民間活力の導入として、施設を包括して指定管理制度を導入します。



公営住宅

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 10. 公園（管理棟）

---

### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・管理棟は、公園や墓地を適正に管理することを目的としてそれぞれ1施設ずつあります。
- ・公園管理事務所は、市全体の公園管理業務の資材置き場として使用しており、築41年を経過しています。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

- ・公園管理事務所は、遊休施設の利活用や施設更新時における適正規模の検討を行います。
- ・公園管理事務所の管理は、地元振興会や既存公園愛護団体と連携して実施します。



公園

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |

|              |   |
|--------------|---|
| 面積・築年数<br>不明 | ○ |
|--------------|---|



## 1 1. 供給処理施設（斎場・焼却場）

---

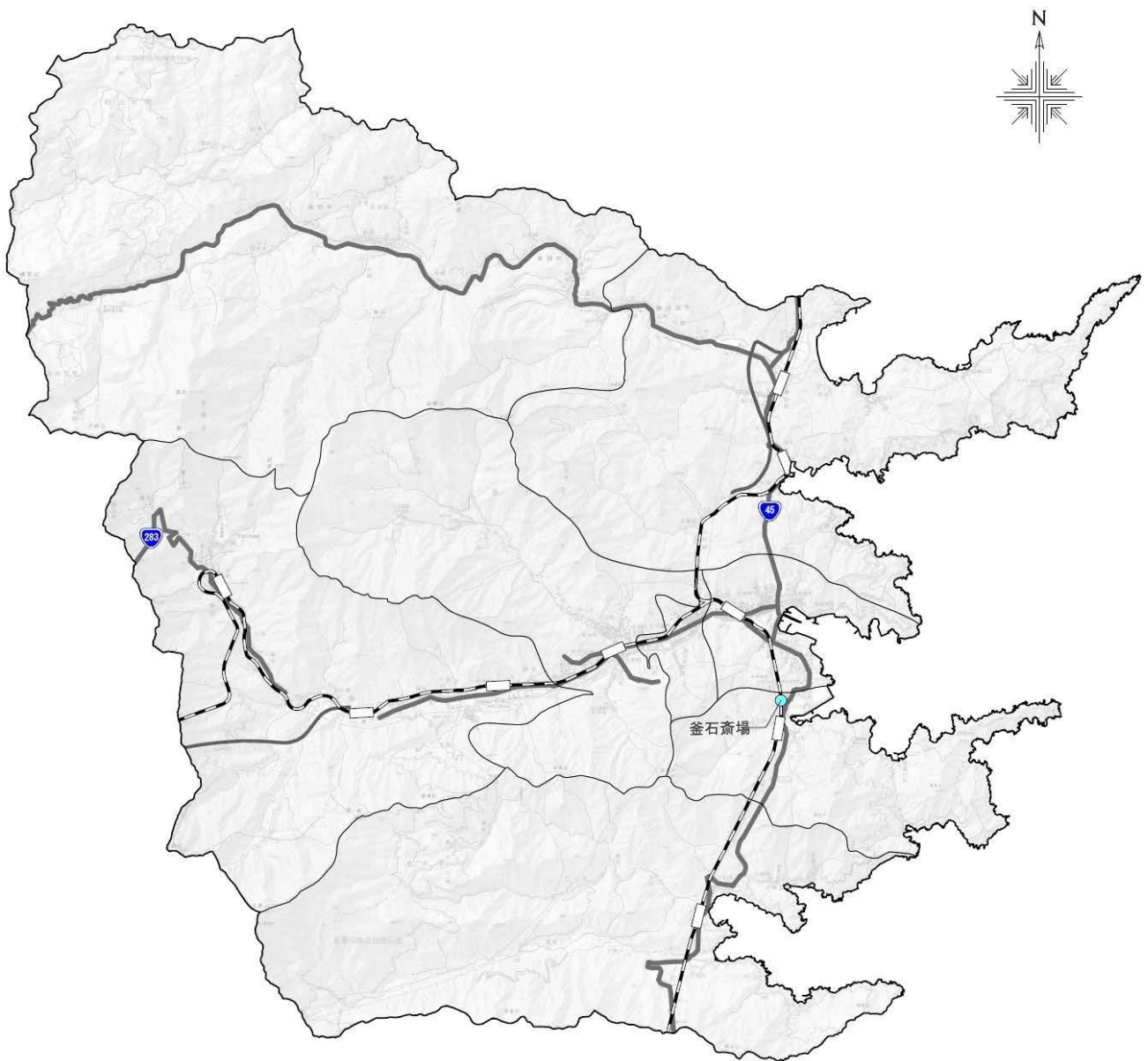
### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・供給処理施設は、火葬施設として釜石斎場が1施設あります。
- ・釜石斎場は、築27年を経過しています。

### 2) 管理に関する基本的な考え方（例示）

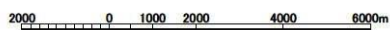
- ・市内唯一の施設として、将来見込まれる火葬需要の増加への対応を視野に入れながら、必要に応じて長寿命化計画の策定を検討します。

図表39. 供給処理施設（斎場・焼却場）配置図



供給処理施設（斎場・焼却場）

| 総延床面積                | 築50年以上    | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満   |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|----------|
| 3,000㎡以上             | ● (Red)   | ● (Light Red)   | ● (Orange)      | ● (Green)       | ● (Cyan) |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ● (Red)   | ● (Light Red)   | ● (Orange)      | ● (Green)       | ● (Cyan) |
| 1,000㎡未満             | ● (Red)   | ● (Light Red)   | ● (Orange)      | ● (Green)       | ● (Cyan) |
| 面積・築年数<br>不明         | ○ (White) |                 |                 |                 |          |



## 12. その他建築系公共施設

---

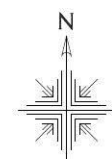
### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・その他建築系公共施設は、駐車場が 1 施設、便所が 7 施設、その他施設が 16 施設あります。その他施設には、用途廃止した施設や現在使用されていない施設があります。
- ・築 30 年を経過している施設は 13 施設あります。このうち、旧横内分校教員住宅、旧橋野小学校及び中学校、旧小佐野中学校、旧八雲教員アパート、旧小川小学校校舎、旧清風園、旧箱崎白浜教員住宅、旧釜石母子寮、旧天神町住宅は築 50 年以上経過しています。

### 2) 管理に関する基本的な考え方

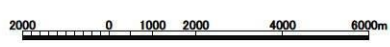
- ・その他施設は、未使用施設の有効活用や処分について検討します。
- ・耐用年数を超え、老朽化が進んでいる施設は、早期の撤去を検討します。
- ・解体後の施設用地については、売却や民間事業者等への貸出など、有効活用について検討します。
- ・駐車場は、指定管理者と連携して、民間活力を活かした効率的な運営に努めます。
- ・便所は、地元団体との連携による効率的な管理を検討します。





その他建築系公共施設

| 総延床面積                | 築50年以上 | 築40年以上<br>50年未満 | 築30年以上<br>40年未満 | 築20年以上<br>30年未満 | 築20年未満 |
|----------------------|--------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|
| 3,000㎡以上             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡以上<br>3,000㎡未満 | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 1,000㎡未満             | ●      | ●               | ●               | ●               | ●      |
| 面積・築年数<br>不明         | ○      |                 |                 |                 |        |



## 13. インフラ系公共施設

---

### (1) 道路

#### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・一般道路の整備延長は 509.7km、道路面積は 2,611,973 m<sup>2</sup>となっています。農道と林道の整備延長は、農道 4.4km、林道 61.0km で、幅員を4mと仮定すると農道 17,752 m<sup>2</sup>、林道 244,000 m<sup>2</sup>となり、合計面積が 2,873,725 m<sup>2</sup>となります。
- ・毎年の維持修繕の予算が決まっていることから、利用状況を踏まえて重要度が高い道路を優先して修繕している状況にあります。

#### 2) 管理に関する基本的な考え方

- ・トータルコストの縮減を目指して、計画的に維持管理を行います。
- ・財政状況を踏まえて、緊急性や重要性を勘案して整備を行います。

### (2) 橋りょう

#### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・50年以上経過している橋りょうの本数は 112 本、延長は 1,031m、面積は 4,910 m<sup>2</sup>（道路橋の面積の 21.7%）となっています。

#### 2) 管理に関する基本的な考え方

- ・「釜石市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的かつ予防保全的な取り組みを行います。

### (3) 上水道

#### 1) 現状や課題に関する基本認識

- ・ 40 年以上経過している施設は、金額 ※で約 7.5%となっています。(※帳簿原価年度当初現在高ベース)
- ・ 各年度の事業計画に基づいて 2031 (平成 43) 年度までに老朽化した管路や施設の更新、施設機能増強、施設再編を行う予定です。

#### 2) 管理に関する基本的な考え方

- ・ 上水道を適切に維持管理していくため、定期的な点検・診断を実施します。
- ・ 上水道は、将来の給水人口や世帯等を勘案して、施設の統廃合やダウンサイジングを進めます。
- ・ 飲料水供給施設は、地元と連携した維持管理に努め、将来の給水人口や世帯等を勘案して、経済的な水供給のあり方を検討します。
- ・ 「水道事業経営戦略」に基づいて「かまいし水道ビジョン」の改訂を行い、アセットマネジメントのレベルの向上を図り、低廉で持続可能な水道事業の実現を目指します。
- ・ 「経営戦略」や「かまいし水道ビジョン」に基づき、復興事業とあわせて、老朽化した管路や施設の更新を計画的に進めるとともに、重要な幹線管路は優先的に耐震化を図ります。また、使用実態に応じた補修により長寿命化を図り、施設管路の更新費の抑制に努めます。
- ・ OJT (オン・ザ・ジョブ・トレーニング) による確実な技術継承、下水道事業との事務統合、他事業体との広域連携により、人材・組織等の体制強化を推進します。

## **(4) 下水道**

### **1) 現状や課題に関する基本認識**

- ・公共下水道の管路延長は約 128.0km、農業集落排水の管路延長は約 27.5km、漁業集落排水の管路延長は約 13.7km となっています。
- ・下水道の点検は、点検項目を釜石市独自で作成し、民間に業務委託して取り組んでいますが、点検記録は紙媒体で保管されており、電子データ化されていない状況にあります。
- ・下水道の修繕実績は別途表計算ソフトで管理しています。
- ・東日本大震災前に耐震診断を実施してきましたが、震災の影響を確認するため、再度耐震診断を行う必要があります。
- ・下水道課で資産情報を管理しているものの、全庁の財産管理システムとの連携ができていない状況にあります。

### **2) 管理に関する基本的な考え方**

- ・2017（平成 29）年 2 月現在策定中の「下水道ストックマネジメント計画」及び「下水道経営戦略」に基づき、定期的な点検・診断を実施し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めます。
- ・上平田下水処理場は大平下水処理場に統合し、栗林処理場は鶴住居下水処理場に統合します。
- ・岩手県市町村振興協会や岩手県下水道公社の研修費助成制度を活用して、専門知識の習得を促し、人材育成を図ります。
- ・上水道事業と下水道事業を合わせた窓口サービスなど包括的な業務委託を検討します。
- ・全庁の財産管理システムと下水道課の情報の整合を図る仕組みづくりを検討します。

## **(5) 公園・緑地**

### **1) 現状や課題に関する基本認識**

- ・公園は 37 箇所あり、面積は 81.8ha となっています。
- ・公園の維持管理は、シルバー人材センターへ業務委託しています。
- ・防災集団移転促進事業等により整備した住宅団地等の公園・緑地、宅地法面の維持管理が必要です。

### **2) 管理に関する基本的な考え方**

- ・公園を適切に維持管理していくため、定期的な点検・診断を実施します。
- ・「公園維持管理計画」の策定を検討します。
- ・計画的に維持管理・修繕・更新等を実施し、トータルコストの最小化に努めます。

## 6章. フォローアップの実施

本計画を確実に推進していくため、PDCA サイクルによる公共施設等のマネジメントを実施し、庁内をはじめ、市民や議会等との情報共有や対話を行いながら公共施設等の維持管理に取り組みます。

各担当部署は、本計画で定めた公共施設等の維持管理に関する基本的な方針に沿って、施設ごとの計画や方針を策定し、全体のマネジメントを統括する市有財産管理担当が庁内を調整し、釜石市の最終的な計画や方針を決定します。

また、必要に応じて市民や有識者などで構成される公共施設等のマネジメントに係る協議会を設置し、市有財産管理担当の調整結果をもとに、公共施設等のマネジメントに関する全体方針を決定します。

施設ごとに策定された計画や方針に基づきマネジメントを実施し、定期的に進捗を評価しながら、必要に応じて計画や方針の見直しを行っていきます。計画立案や評価、見直しにあたっては、施設カルテ等の情報や外部有識者等の意見を活用していきます。

また、釜石市全体の総合的および長期的な観点から最適化を図るため、概ね 10 年を目安に公共施設等総合管理計画の改訂を行います。

図表41. PDCA サイクル

